

外郭団体等の定義

(1) 外郭団体とは

外郭団体

世田谷区
における
外郭団体

- ◆ 官公庁から出資・補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体の総称。
- ◆ 出資関係等の法制度面のほか、事業・活動の内容及び人事等の実質的な運営面において主務官公庁との密接な関連性を共通して有している。
- ◆ 設立の経緯や目的、組織形態、主務官公庁の出資割合やそこからの出向職員数等については多種多様。
- ◆ 形態面では、「特殊会社」、「財団法人」、「社団法人」、「独立行政法人」、「法人格のない財団」(いわゆる「任意団体」等)などがある。

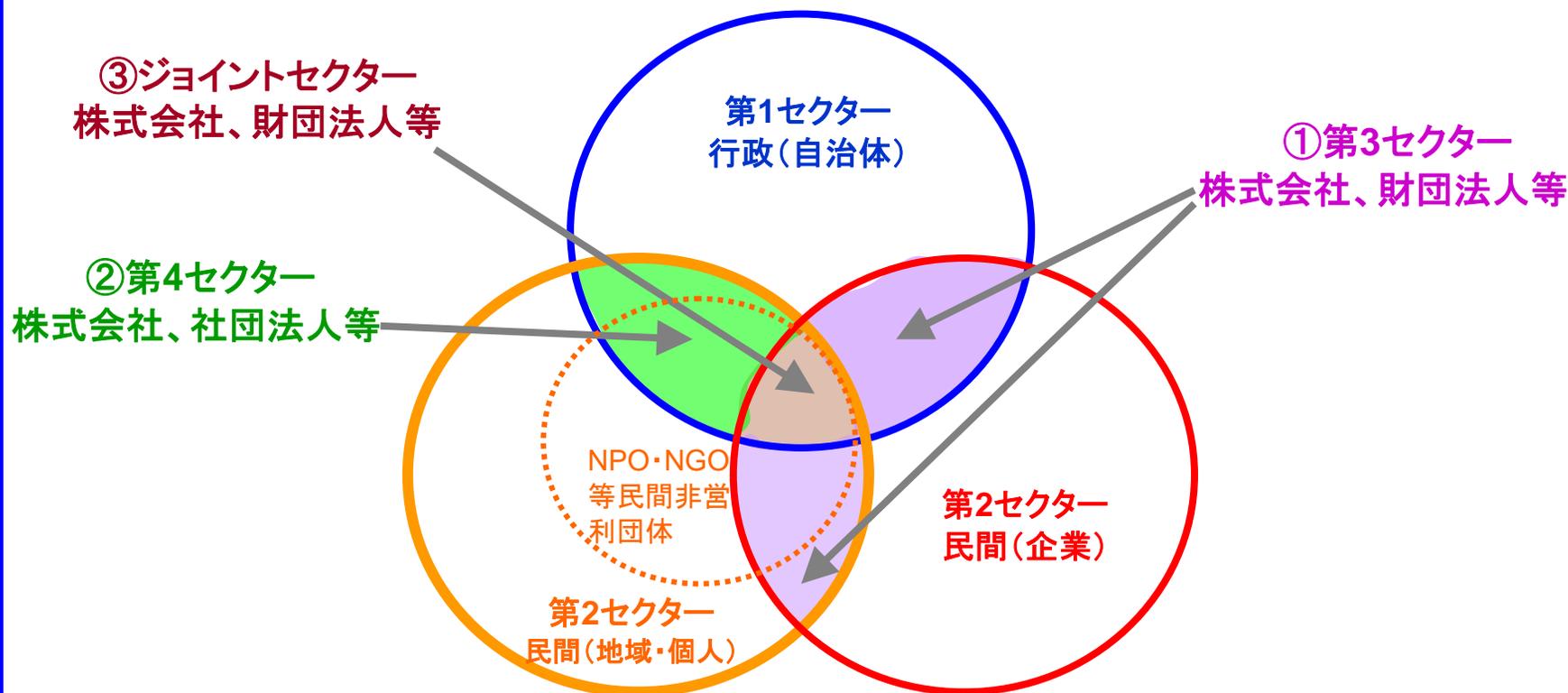
- ・特殊会社: 日本郵政株式会社(総務省)、東日本高速道路株式会社(国土交通省)等
- ・財団法人: 全日本交通安全協会(国家公安委員会・警察庁)等
- ・独立行政法人: NEDO技術開発機構(経済産業省)等
- ・国立大学法人: 東京大学(文部科学省)等
- ・法人格のない財団: 総合健康保険組合協議会(厚生労働省)等
- ・市区町村の外郭団体: 各自治体によって設立団体やその名称は異なり、自治体名を頭に付けることが多い

- 「世田谷区外郭団体の指導調整要綱」において、区が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導・調整をする必要のある団体として定めている団体。
- 平成21年4月現在、民法に基づく財団法人、社団法人、会社法に基づく会社法法人、その他の団体等、13の外郭団体がある。

(2) 第3セクターとは

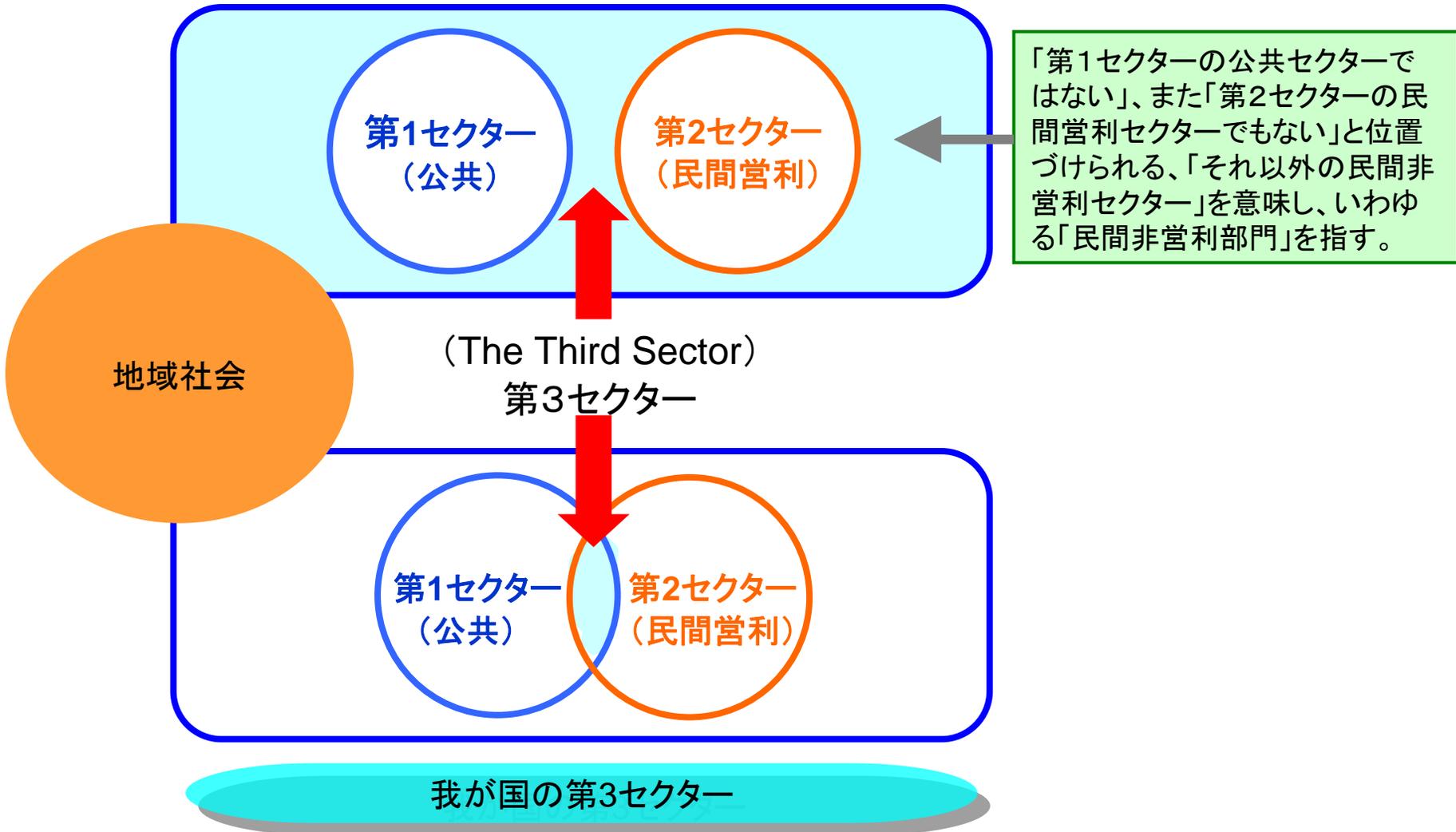
- ◆ 自治体の出資法人で、公社、協会、株式会社等の名称の如何にかかわらず、第1セクターの「行政部門」と第2セクターの「民間部門」の共同出捐・出資によって設立された法人。
- ◆ ただし、論者によりその概念・定義は相当異なることに留意。

①+②+③≒外郭団体



(3) 第3セクターとザ・サード・セクター

欧米諸国の第3セクター＝ザ・サード・セクター



世田谷区における外郭団体の改善に向けた取り組みの経緯

外郭団体改善方針(平成17年4月)

- ▼ (1) 今後10年を見通し、外郭団体改善について区及び外郭団体に取り組むべき課題や方向性を示す。
- (2) 「世田谷区基本計画(平成17年度～26年度)」の方向性を踏まえた方針とする。
- (3) 方針に基づく区の取り組みについては、「世田谷区実施計画」「世田谷区行政経営改革計画」との整合を図り推進する。
- (4) 各外郭団体は、この改善方針に基づき改善計画を策定し、目標年次を定め、必要な改善に取り組む。

「世田谷区における外郭団体改善の取り組み」(平成17年8月～)

- ▼ ◆ 外郭団体改善方針に基づき各団体が策定した「改善計画」を明らかにするとともに、外郭団体の経営状況や改善の実績を取りまとめた。
- ◆ 以降、毎年9月に前年度実績を取りまとめ、公表している。

「外郭団体改善方針に基づく取組みの方向性等について」(平成21年1月)

- ▼ ◆ 公益法人制度改革を契機として、外郭団体改善方針に示されている改善の方向性をより具体的に進めるための項目を示している。

「世田谷区における外郭団体改善の取り組み推進状況 (平成20年度実績)(案)」(平成21年9月)

- ◆ 21～23年度の改善計画(外郭団体改善方針及び「外郭団体改善方針に基づく取組みの方向性等について」に基づき、21年4月に各外郭団体が策定)の取り組み実績や評価を、事業目標、財政計画、人員計画等の視点から取りまとめている。

外郭団体にかかる論点について

<p>(1) 公共政策における外郭団体の位置づけ</p>	<p>◆ 外郭団体の公益性や公共性は担保されているか 【ポイント】官民の役割分担の視点から見た外郭団体が行っている事業範囲や内容の適切性 など</p>
<p>(2) 外郭団体の経営のあり方</p>	<p>◆ 経営の自立性や自主性は確保されているか 【ポイント】自主責任の原則に立った独立採算による団体運営 など</p> <p>◆ 経営の効率性や具体的な効果は上がっているのか 【ポイント】区が直接行うよりも質の高いサービスの提供、人員のスリム化と人員配置の適材適所、Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(継続的改善)のマネジメント・サイクルを実施した適切な経営管理、民間事業者の活用と競争の導入 など</p>
<p>(3) 外郭団体のコーポレート・ガバナンス</p>	<p>◆ 情報公開では区民に分かりやすく積極的な開示を行っているか 【ポイント】各外郭団体の経営の透明性向上、比較検討が可能なデータ整備 など</p> <p>◆ 法令遵守など社会的責任を果たすための努力を行っているか 【ポイント】法律を守ることを通じて達成される区民や地域社会に対する説明責任 など</p>
<p>(4) 区の関与のあり方</p>	<p>◆ 外郭団体が自主的に取り組みを行うことを基本としつつ、必要かつ十分な指導を行っているか 【ポイント】経営指導のための指針やマニュアルの整備 など</p> <p>◆ 補助金と委託料の区分を明確にするなど財政的な関与は適切か 【ポイント】補助金：必要最低限度の水準を設定、委託：コストとサービス水準をめぐる民間事業者等との比較検討 など</p> <p>◆ 区からの人材配置(派遣、OBの配置)など人的関与は、各団体の自主的な人材確保と育成を前提に、適切になされているか 【ポイント】職員受け入れの際の選抜段階でのチェック機能向上 など</p>

世田谷区外郭団体の概要

①財団法人せたがや文化財団	1
②財団法人世田谷区産業振興公社	3
③財団法人世田谷区保健センター	5
④財団法人世田谷トラストまちづくり	7
⑤財団法人世田谷区スポーツ振興財団	9
⑥社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	11
⑦社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	13
⑧社団法人世田谷区シルバー人材センター	15
⑨株式会社世田谷サービス公社	17
⑩株式会社世田谷川場ふるさと公社	19
⑪株式会社エフエム世田谷	21
⑫多摩川緑地広場管理公社	23
⑬世田谷区土地開発公社	24

注1) 財団法人(①～⑤)と社団法人(⑧)については、公益法人制度改革に伴い、現時点での正式な法人格が、「特例民法法人」となっています。

注2) 該当する公表データがないものについては「—」表示としています。

<ポイント>

- 「文化の振興」と「市民活動支援」を目的として、平成15年に2つの財団の統合により設立された。
- 総収入額は27億8千3百万円(H21年度)、うち区からの収入額は18億8千2百万円であり、補助金の占める比率はやや増加傾向にある。
- 3つの施設(文化生活情報センター、美術館、文学館)の運営を中心に、公演・企画展、ワークショップ等の事業を行っており、施設利用者数は年間延べ90万人を超える。
- 事業活動収入、費用ともに横ばいである一方、特定資産*の規模と総収入に占める特定資産の割合が上昇傾向にある。

- ◆ 名称(区の所管課): 特例民法法人せたがや文化財団 (文化・国際課)
- ◆ 設立年: 平成15年4月(財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団の統合により設立)
- ◆ 設立目的: 世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援し、地域文化の振興と、心豊かな地域社会の形成に寄与すること。
- ◆ 沿革: 昭和60年11月に世田谷区の文化振興を担う財団法人としてはじめて財団法人世田谷区美術振興財団設立。その後、世田谷美術館、世田谷文学館の事業を開始。一方、平成8年には市民活動を支援する環境づくりのため、世田谷区コミュニティ振興交流財団が設立され、世田谷文化生活情報センターの事業を開始。平成15年4月、両財団を統合し、文化振興と市民活動支援を行う、現在の財団が設立された。
- ◆ 基本財産: 8億円(区出資比率100%)
- ◆ 管理対象【指定管理・委託を含む】:
 - 世田谷文化生活情報センター(生活工房、世田谷パブリックシアター)
 - 世田谷美術館(分館3館)
 - 世田谷文学館
- ◆ 職員数(平成21年度当初時点):
常勤 53人(うち区派遣14人)、契約・非常勤・嘱託等 51人
- ◆ 主な事業内容:
 - 美術館、文学館における常設展覧会事業および作品の保管・修復【指定管理者】【区委託事業】
 - 文化生活情報センター、美術館(分館含む)、文学館の施設維持管理【指定管理者】
 - 舞台公演、展覧会、演奏会等の企画実施
 - 区民の自主的な文化創造活動のための環境整備、教育普及事業
 - 市民活動団体との協働事業の実施、市民活動の活性化支援
 - 国際的な文化交流、市民レベルの国際交流・異文化理解を推進する事業の実施
 - レストラン、ミュージアムショップの運営
- ◆ 関連する区の条例・計画:
 - 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例
 - 世田谷区文化・芸術振興計画(平成19～21年度)

◆ 主な事業実績:

- 各施設の利用推進:
世田谷文化生活情報センター、美術館、文学館の利用者数は以下の通り。

【年度別入場者数】

(単位=人)

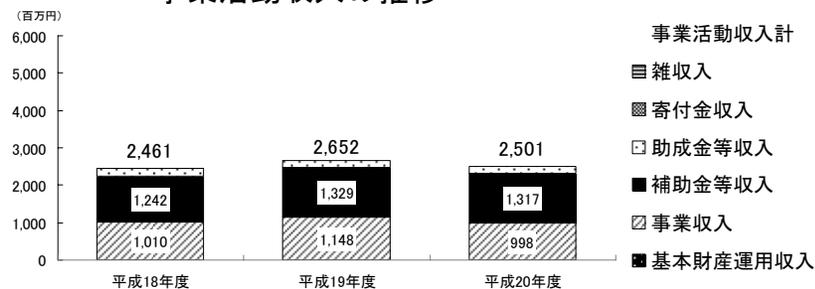
年度	パブリックシアター	生活工房	美術館	文学館	音楽事業部
20年度	246,446	201,429	332,795	124,701	8,110
19年度	243,087	226,223	301,658	109,905	4,715
18年度	224,172	231,676	368,452	104,310	

(注)音楽事業部は平成19年度設立

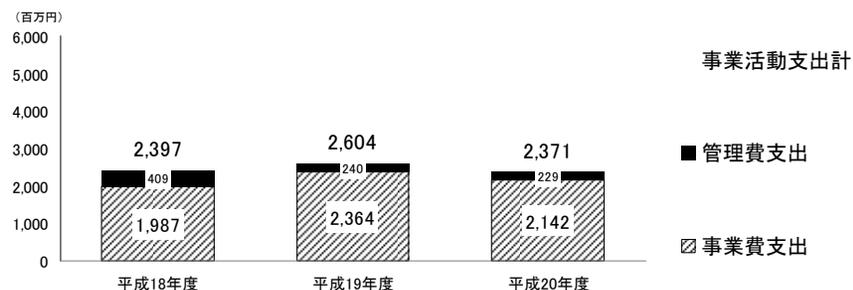
- 教育普及事業: 子どもを対象とした演劇ワークショップ、土曜朝の舞台芸術体験「土曜・劇場プレイパーク」、「移動文学館」(中学校13校に貸出)、「オーケストラ楽器体験ワークショップ」など
 <事業参加総数> 199,117人(H20年度)
- 市民活動・地域振興事業: 「世田谷アートフリーマーケット2008」(24,000人)、「市民活動支援コーナー」の運営(14,683人)、「せたがや市民活動Genkiネット」の運営(アクセス数33,933件) など
 <事業参加総数> 40,753人(H20年度)
- 国際交流事業: 国際共同制作公演(演劇)「現代能楽」(24回5,283人)、在住留学生の研究発表と地域住民との交流機会「JAPONDER5」(1,816人)など
 <事業参加数> 20,427人(H20年度)
- せたがやアーツカード: 美術館・文学館の入館割引や先行予約ができる会員制度(無料)
 <新規登録者数> 1,125人(H20年度)
- 広報・情報発信: 公演や企画展等の記事掲載
 <マスコミ掲載数> 2,402件(H20年度)

◆ 財務データ

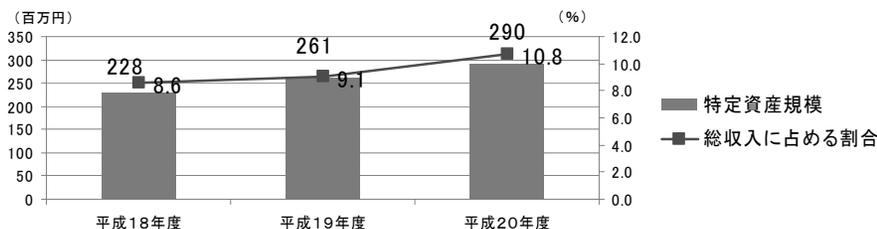
● 事業活動収入の推移



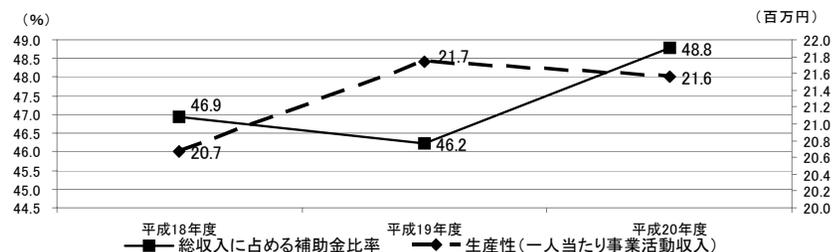
● 事業費用の推移



● 特定資産の規模と総収入に占める割合



● 生産性と補助金比率



<ポイント>

- 区内中小企業への支援及び従事員等への福利厚生サービスの提供を目的に、平成18年に事業継承の形で設立された。
- 総収入額は8億3千1百万円(H21年度)、うち区からの収入は6億5千1百万円であり、総収入に占める補助比率は増加傾向にある。
- 福利厚生サービスのほか、商店街等の支援事業、地域産業の交流事業、インターネットモール「せたがや市」の運営などを行っているが、勤労者向けサービス事業は登録会員が減少している。
- 事業収入、事業費用ともに増加傾向にあり、特定資産の規模・総収入に占める割合も大きくなっている。

◆ 名称(区の所管課): 特例民法法人世田谷区産業振興公社
(商業課)

◆ 設立年: 平成18年4月(財団法人世田谷区勤労者サービス公社の事業をすべて引き継いで設立)

◆ 設立目的: 中小企業の経営の安定と発展に向けた、中小企業への支援及び従業員等への勤労者福祉事業を行うこと。

◆ 沿革: 昭和56年、区が勤労者福祉対策プロジェクトを開始し、中小商工業従事者の福利厚生事業のあり方検討に着手。昭和62年、世田谷区勤労者共済会設立。
平成4年、共済会事業を引き継ぎ、「財団法人世田谷区勤労者サービス公社」設立。会員制の勤労者福祉サービス「セラ・サービス」の拡充を進め、平成18年に全ての事業を引き継ぐ形で世田谷区産業振興公社設立。

◆ 基本財産: 5億円(区出資比率100%)

◆ 管理対象【指定管理・委託を含む】:

- せたがや産業情報コーナー「世田谷産ポ」(産業プラザ1階)
- 起業・創業支援施設「せたがやかやつく」
- インターネットショッピングモール「せたがや市」【WEBサイト】
- 観光ブログ「世田谷さんぽ」【WEBサイト】
- 世田谷産業プラザ3階会議室(中小事業者への貸出)

◆ 職員数(平成21年度当初時点):

常勤18人(うち区派遣13人)、契約・非常勤・嘱託等11人

◆ 主な事業内容:

- 観光事業(観光情報の収集・発信)
- 起業・創業支援事業(セミナー、イベント)
- 商店街等の支援事業(産業活性化アドバイザー派遣、商店街安全安心事業の促進、商店街経営学校など)
- 世田谷ブランドの新たな発信事業(「世田谷みやげ」の指定・PR、インターネットショッピングモール「せたがや市」の運営など)
- 地域産業の交流事業(産業団体・地域・大学等の連携促進の場の設定、イベント)
- 中小企業子育て支援助成事業(中小企業子育て支援助成金受給事業者向けの支援)
- 勤労者福祉事業(中小企業従事者向けの講習会・チケットあつ旋、健康増進事業など)
- 職業紹介事業【一部区委託事業】

◆ 関連する区の条例・計画:

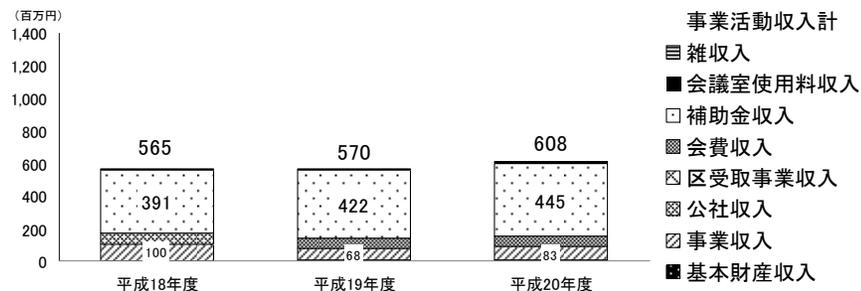
- 世田谷区産業ビジョン(平成20年度から概ね10年間)
- 世田谷区産業振興計画(同上)

◆ 主な事業実績:

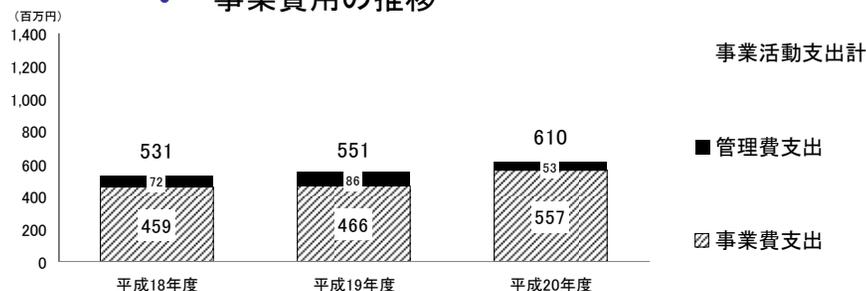
- 観光情報の発信:
せたがや「街の観光特派員」の選定、観光ブログ「世田谷さんぽ」の運営
＜サイトアクセス数＞ 423件(H20年度・日平均)
- 起業・創業支援事業:
「せたがやかやっく」の運営、融資経営相談・専門相談など
＜相談受付件数＞ 3,372件(H20年度)
- 商店街等の支援事業:
職員による区内商店街巡回(248回)、商店街等への専門アドバイザー派遣(計22件)、商店街経営学校(9回)など
- 世田谷ブランドの新たな発信事業:
「世田谷みやげ」のPR、「せたがや市」の運営(22店舗)など
＜サイトアクセス数＞ 1,444件(H20年度・日平均)
- 地域産業の交流事業:
産業交流促進会議(10回)、せたがや未来博の運営支援(来場者数延べ25,000人)
- 勤労者福祉事業:
各種講習会・研修会の開催(延べ391人)、人間ドック・定期健診等の利用補助(2,857件)、趣味・教養講座への補助等(延べ200人)、指定宿泊・指定遊園・観覧・鑑賞事業等(延べ48,001件)
＜セラ・サービス会員数＞ 9,715人(H20年度)
- 職業紹介事業:
就職支援セミナー(延べ194人)、キャリアカウンセリング相談(498件)、求人・求職の登録と紹介
＜職業紹介あっ旋件数＞ 109件(H20年度)

◆ 財務データ

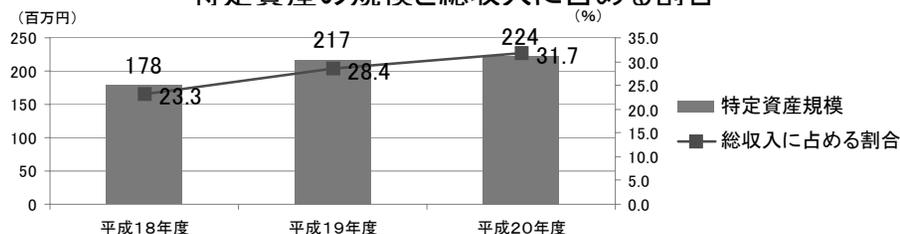
● 事業活動収入の推移



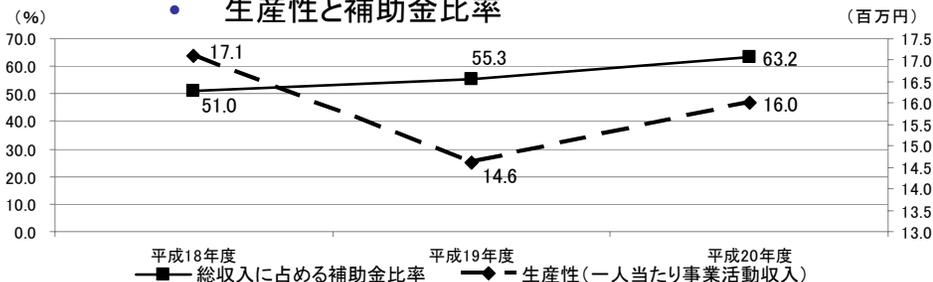
● 事業費用の推移



● 特定資産の規模と総収入に占める割合



● 生産性と補助金比率



<ポイント>

- 区民の健康推進を目的として昭和51年に設立された。
- 総収入額は18億6千5百万円(H21年度)、うち区からの収入額は14億2千万円であり、総収入に占める補助比率は横ばいである。
- 保健センターにおける検査、健診、健康増進等の事業と、総合福祉センターにおける機能訓練、障害児保育に関する助言・指導、リハビリ等の事業を行っている。
- 事業活動収入、事業費用ともに、直近3年間を平均すると横ばいだが、平成19年度から平成20年度にかけて特定資産額が大きく増加し、収入に占める特定資産の割合も11.7%となっている。

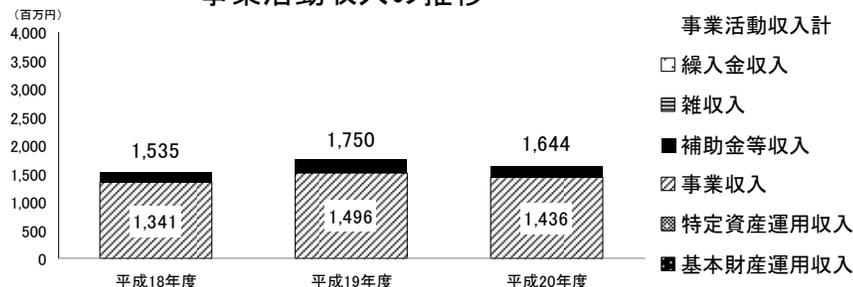
- ◆ **名称(区の所管課):** 特例民法法人世田谷区保健センター(保健医療担当課)
- ◆ **設立年:** 昭和51年10月
- ◆ **設立目的:** 住民福祉の向上のため、健康診査、健康相談・指導・教育等を通して、疾病予防の強化、健康の推進、医療水準の向上、公衆衛生思想の高揚を図ること。
- ◆ **沿革:** 昭和51年10月に区100%出資で設立。平成18年からは、保健センターおよび総合福祉センターの指定管理者となって管理を行う。
- ◆ **基本財産:** 4億円(区出資比率100%)
- ◆ **管理対象【指定管理・委託を含む】:**
 - 区立保健センター(主に検査・健診事業)
 - 区立総合福祉センター(主に機能訓練や介護保険事業)
- ◆ **職員数(平成21年度当初時点):** 常勤77人(うち区派遣28人)、契約・非常勤・嘱託等145人
- ◆ **主な事業内容:**
 - 区立保健センター・区立総合福祉センターの施設・設備・物品の維持管理【指定管理者】
 - 保険診療による検査事業(地域の医療機関からの依頼にもとづく精密検査の実施)
 - 料金規程等による事業(脳ドック、企業健診、個人検診、動脈硬化検査等)
 - がん検診検体検査事業(区の子宮がん検診・大腸がん検診で採取した検体検査)【区委託事業】
 - がん検診事業【指定管理者】
 - 健康増進事業(健康度測定、助言・指導、区事業への運動指導員の派遣など)【指定管理者】
 - 健康教育事業(保健衛生知識の普及・啓発のための講演会・講習会、健康情報誌「げんき人」の発行など)
 - 住宅改造アドバイザー事業(住宅改造を予定している高齢者・障害者へのアドバイザー派遣)【区委託事業】
 - 保育園等技術支援事業(障害児保育の技術向上を目的とした、保育園・児童館向けの助言・指導)【区委託事業】
 - 機能訓練事業(自立訓練、発達に遅れのある乳幼児・学童を対象とした観察・個別・グループ訓練、デイサービス)【指定管理者】
 - 介護保険事業(介護保険による通所リハビリ、訪問リハビリ)
- ◆ **関連する区の条例・計画:**
 - 地域保健医療福祉総合計画
 - 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - せたがやノーマライゼーションプラン
 - 第2期障害福祉計画
 - 健康せたがやプラン(後期) など

◆ 主な事業実績:

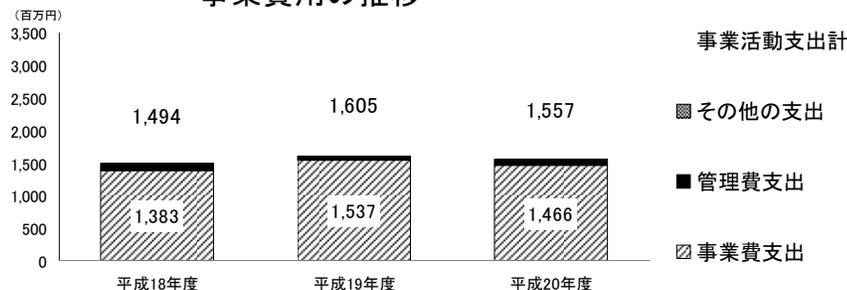
- 保険診療による検査事業:**
 MRI・CT・腹部超音波検査(4,829件)、胃の内視鏡検査・病理組織検査(2,499件)、乳房の一般撮影・超音波検査・細胞診検査(1,043件)など
 <保険診療収入> 166,118千円(H20年度)
- 健康教育事業:**
 講演会・講習会等(13回)、マシントレーニング健康教育指導(11,096人)、健康情報誌「げんき人」(3回各20,000部発行) など
- 住宅改造アドバイザー派遣事業:**
 <アドバイザー派遣数> 298件
- 保育園等技術支援事業:**
 <専門職員派遣数> 84回
- がん検診事業:** 胃がん検診、乳がん検診
 <胃がん検診受診者数> 13,305人 うち、がん発見数21人 (H20年度)
- 健康増進事業:**
 健康増進指導(延べ10,267人)、地域での健康づくりの实地指導(1,270回)、健康づくり支援リーダーの養成(リーダー養成:延べ15人、研修会・指導実習:322回) など
 <特定保健指導利用者数> 74人
- 機能訓練事業:**
 成人機能訓練(延べ2,299人)、障害者自立支援法にもとづく自立訓練(延べ4,112人)、障害者自立支援法にもとづく児童デイサービス(延べ1,260人)、児童機能訓練(延べ11,577人) など

◆ 財務データ

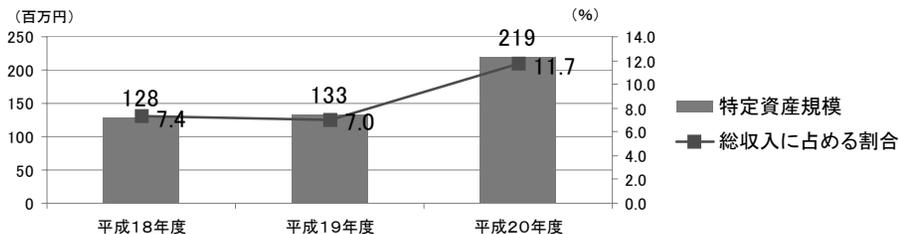
● 事業活動収入の推移



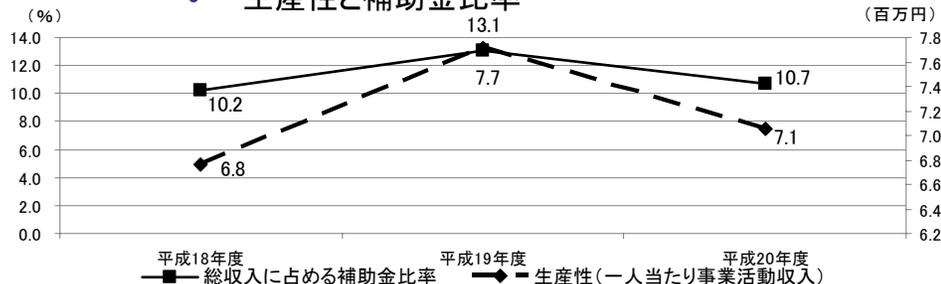
● 事業費用の推移



● 特定資産の規模と総収入に占める割合



● 生産性と補助金比率



外郭団体の概要 ④財団法人世田谷トラストまちづくり

<ポイント>

- 自然環境や歴史的・文化的環境を保全したまちづくりの実現とコミュニティ形成を目的に、2つの財団が有する事業を分離・統合する形で、平成18年に設立された。
- 総収入額は30億1千7百万円(H21年度)、うち区からの収入額は9億9百万円であり、補助金が占める比率は横ばいである。
- 個人賛助会員制によるトラスト事業のほか、まちづくりコーディネーターの養成、まちづくり団体向けの活動助成を行う公益信託、高齢者向け住宅の管理運営などを行う。
- 事業活動収入、事業費用ともに横ばいだが、生産性は低下傾向にある。

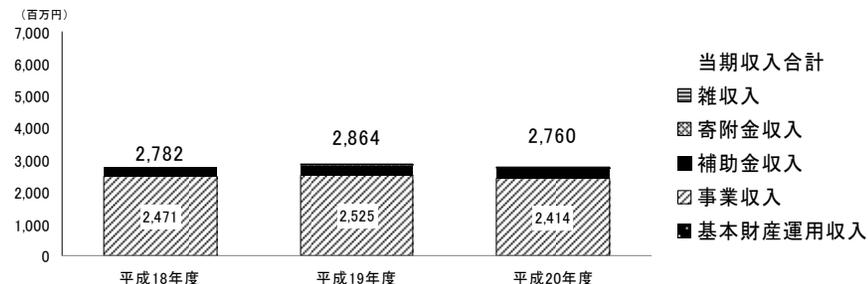
- ◆ 名称(区の所管課): 特例民法法人世田谷トラストまちづくり(都市計画課)
- ◆ 設立年: 平成18年4月
- ◆ 設立目的: 自然環境や歴史的・文化的環境を保全した街を実現するとともに、居住環境を魅力的に守りはぐくむコミュニティを形成すること。
- ◆ 沿革: 平成18年4月1日に、財団法人せたがやトラスト協会と財団法人世田谷区都市整備公社が有していたみどりや住まい等のまちづくりの専門的事業を統合する形で設立。
- ◆ 基本財産: 5億円(区出資比率100%)
- ◆ 管理対象【指定管理・委託を含む】:
 - 市民緑地、特別保護区
 - フラワーランド(瀬田農業公園)
 - ビジターセンター(成城)
 - 「せたがやの家」、区営住宅【一部指定管理者】
 - 駐車場(2ヶ所)
- ◆ 職員数(平成21年度当初時点): 常勤25人(うち区派遣7人)、契約・非常勤・嘱託等35人
- ◆ 主な事業内容:
 - トラスト運動の推進事業(市民緑地等の管理、花・緑化運動の推進、トラスト運動の普及啓発など)【一部区委託事業】
 - パートナーシップ型まちづくりの推進事業(まちづくり活動資料閲覧コーナーの運営、区民参加コーディネート運営など)【一部区委託事業】
 - 人材育成・活動支援事業(ボランティア養成講座、まちづくり図書の編集・発行、まちづくりコーディネーターの養成など)
 - 公益信託の運営支援事業(公益信託「世田谷まちづくりファンド」の普及・啓発、ファンド助成事業運営支援、情報発信など)
 - 住まいづくりの支援事業(中堅所得者及び高齢者向け住宅「せたがやの家」管理運営、低所得者向け区営住宅管理運営、相談事業など)【一部指定管理者】【一部区委託事業】
 - 公共施設保全事業(保育園や小学校等の施設維持保全、バリアフリー改修工事など)【区委託事業】
 - まちづくりに関連した駐車場事業(キャロットタワー地下駐車場の管理運営、下高井戸駅公共駐車場・バイク専用駐車場の管理運営)
- ◆ 関連する区の条例・計画:
 - 環境基本計画(計画期間:平成17~26年度)
 - みどりとみずの基本計画・行動計画(計画期間:平成20~29年度)
 - 世田谷区第二次住宅整備後期方針(計画期間:平成18~22年度)

◆ 主な事業実績:

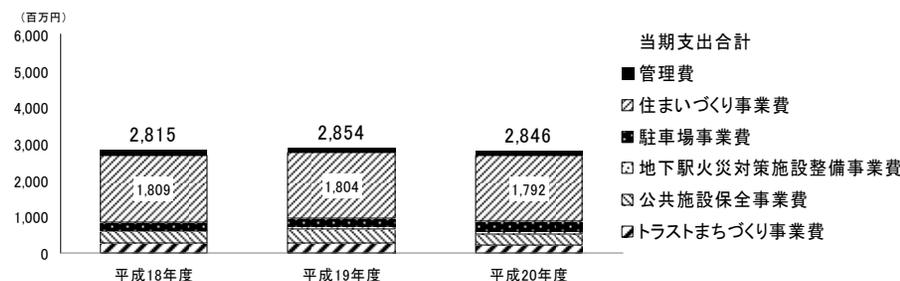
- **トラスト運動の推進事業:**
緑化講習会・園芸講習会の開催(参加人数計557人)、
緑化相談・園芸相談事業(計2,864件)、出版物・グッズ
作成販売(売上総額1,659,600円) など
<トラスト賛助会員数> 4,707人(H20年度)
- **パートナーシップ型まちづくりの推進事業:**
トラストまちづくり情報誌(2回各9,000部発行) など
<メールマガジン登録者数> 1,664人(H20年度)
- **人材育成・活動支援事業:**
ビジターセンター運営(来館者数20,393人)、図書・資
料コーナーの開設(蔵書5,212冊)、トラストまちづくり大
学専門クラス(修了者数12人) など
<世田谷トラストまちづくり大学修了者総数> 112人
- **公益信託の運営支援事業:**
ファンド助成事業運営支援(助成金4,687,000円、応募
34グループ、助成26グループ)、新たなファンドの整備
(国の資金拠出制度から5,000万円を利用して「まちを
元気にする拠点づくり部門」を立ち上げ) など
- **住まいづくりの支援事業:**
区営住宅等の管理業務(62団地1,523戸)、「せたがや
の家」等の管理運営(52団地863戸) など
<「せたがやの家」入居率> 94.77%(H20年度)
※入居率=入居者の年間家賃総額/全住戸の年間家賃総額×100
- **公共施設保全事業:**
保育園・小学校等の修繕業務(144件)
- **駐車場事業:**
キャロットタワー地下駐車場の管理運営(駐車台数282
台)、京王線下高井戸駅公共駐車場・バイク専用駐車
場の管理運営(自動車30台、バイク29台)
<駐車場1区画あたりの売上> 61,978円/月(H20年
度・年平均)

◆ 財務データ

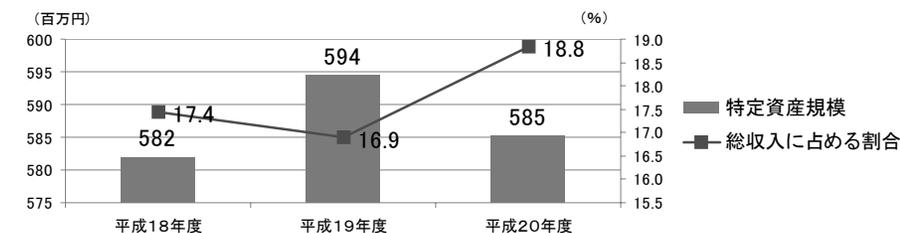
● 事業活動収入の推移



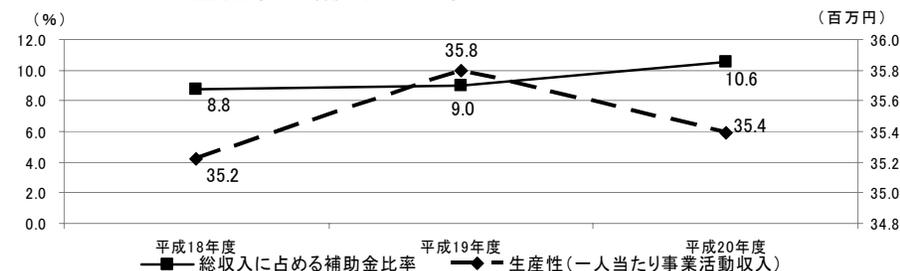
● 事業費用の推移



● 特定資産の規模と総収入に占める割合



● 生産性と補助金比率



<ポイント>

- 生涯スポーツ社会の形成を目的として平成11年に設立。
- 総収入額は13億6千2百万円(H21年度)、うち区からの収入額は10億2千1百万円であり、補助金比率は上昇傾向にある。
- スポーツ施設の管理・運営のほか、各種講習会・競技大会、学校部活動への指導者紹介などの事業を行っており、大蔵運動場の利用者は年間約69万人、千歳温水プールの利用者は年間約29万人である。
- 事業活動収入、事業費用ともにわずかに増加傾向にあるが、それを上回る増加率で特定資産規模が増加している。

◆ 名称(区の所管課): 特例民法法人世田谷区スポーツ振興財団(スポーツ振興課)

◆ 設立年: 平成11年2月

◆ 設立目的: 区民のスポーツ・レクリエーション活動を通して、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会を形成すること。

◆ 沿革: 平成11年2月1日、財団設立。同年4月、スポーツ・レクリエーション事業、大蔵運動場、二子玉川緑地運動場、千歳温水プールの管理及び運営開始。11月には、八幡山小地域体育館の運営も開始。その後も運営施設を拡大し、平成18年度からは総合運動場、千歳温水プールの指定管理者にそれぞれ2度選定され、現在に至る。

◆ 基本財産: 5億円(区出資比率100%)

◆ 管理対象【指定管理・委託を含む】:

- 総合運動場、千歳温水プール
- 尾山台地域体育館、八幡山小地域体育館

◆ 職員数(平成21年度当初時点):

常勤 18人(うち区派遣4人)、契約・非常勤・嘱託等 19人

◆ 主な事業内容:

- スポーツ及びレクリエーション振興事業 (スポーツ教室・講習会、競技大会の開催、世田谷246ハーフマラソン、子ども生き生きスポーツ活動推進事業、生涯健康推進事業、障害者スポーツ・レクリエーション推進 など)
- スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業 (区民スポーツまつり、情報誌発行、学校部活動等への指導者紹介 など)
- スポーツ及びレクリエーション団体育成事業 (総合型地域スポーツクラブの創設・育成、地域団体への活動支援 など)
- スポーツ施策振興事業 (体育指導委員の事務局業務 など)【区委託事業】
- スポーツ施設の管理及び運営【指定管理者】【区委託事業】
- 学校開放施設の運営【区委託事業】

◆ 関連する区の条例・計画:

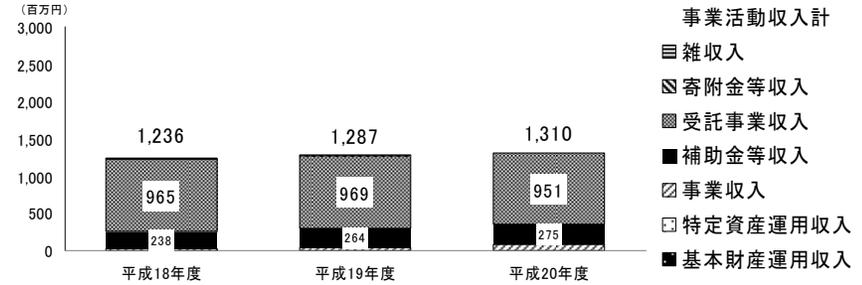
- 世田谷区スポーツ振興計画 第2期年次計画 (計画期間:平成20~23年度)

◆ 主な事業実績:

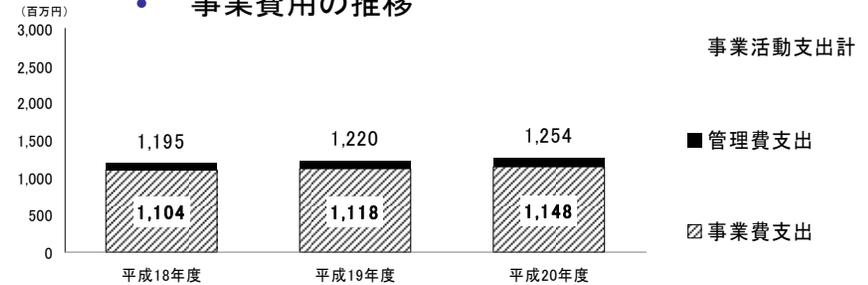
- スポーツ及びレクリエーション振興事業**
 スポーツ教室(だれでも、ひとりでも参加できる教室 参加者数50,475人・H20年度)、区民体育大会(参加者数40,680人・H20年度) など
- スポーツ及びレクリエーション普及事業**
 区民スポーツまつり(参加者数約24,000人)、スポーツのしおり発行(年4回、各10,000部)、スポーツ・レクリエーション指導者養成・活用(登録者数392人) など
 <支出経費に占める事業収入比率> 世田谷246ハーフマラソン:31.2%、多摩川ウォーク:26.3%
- スポーツ及びレクリエーション団体育成事業**
 賛助会員選手強化助成、総合型地域スポーツクラブ育成 など
 <協賛団体数> 52団体(H20年度)
- スポーツ施設の管理及び運営**
 大蔵運動場の管理運営(年間利用人数692,243人)、二子玉川緑地運動場の管理運営(年間利用人数134,873人)、千歳温水プールの管理運営(年間利用人数289,492人) など
 <大蔵運動場体育館稼働率>86%(H20年度)

◆ 財務データ

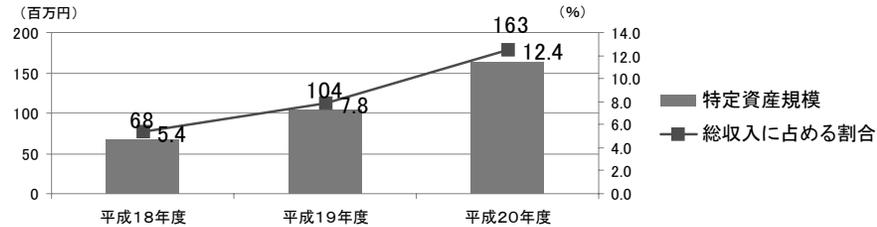
● 事業活動収入の推移



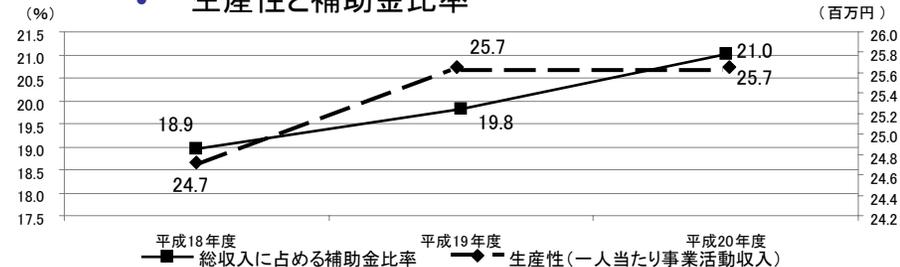
● 事業費用の推移



● 特定資産の規模と総収入に占める割合



● 生産性と補助金比率



<ポイント>

- 平成3年の「区立特別養護老人ホーム基本構想」において、特別養護老人ホームの運営主体として設立が答申されたことを受け、多様な福祉サービスの総合的な提供を目的として、平成6年に設立された。
- 総収入額は39億7千3百万円(H21年度)、うち区からの収入額は10億2千3百万円であり、補助金比率は低下傾向にある。
- 現在は特別養護老人ホームの管理運営のほか、訪問介護・通所介護・訪問看護、地域包括支援センター、配食サービス事業等を行う。
- 事業活動収入、事業費用はともに横ばい、特定資産規模はやや増加傾向、生産性は低下傾向にある。

◆ 名称(区の所管課): 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団(高齢福祉課)

◆ 設立年: 平成6年9月

◆ 設立目的: 心身ともに穏やかに、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスを総合的に提供することにより、区民福祉の向上に寄与すること。

◆ 沿革: 昭和62年3月、「世田谷区新基本計画」において、区立特別養護老人ホームの整備・運営が盛り込まれる。平成3年3月に「世田谷区立特別養護老人ホーム基本構想検討委員会」から特別養護老人ホームの運営主体として社会福祉事業団の設立が望ましい旨の答申があった。答申は「世田谷区実施計画」で具体化し、平成6年9月に現在の事業団を設立。

◆ 基本財産: 5百万円(区出資比率100%)

◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】

- 特別養護老人ホーム(芦花ホーム、上北沢ホーム)
- 高齢者センター新樹苑
- パルメゾン上北沢

◆ 職員数(平成21年度当初時点):

常勤 234人(うち区派遣6人)、契約・非常勤・嘱託等 455人

◆ 主な事業内容:

- 訪問介護(ホームヘルプ)事業、通所介護(デイサービス)事業、訪問看護事業、居宅介護支援事業
- 福祉人材育成・研修センター事業【区委託事業】
- 特別養護老人ホーム管理運営事業【指定管理者】
- 高齢者センター新樹苑事業【指定管理者】
- 難病患者ホームヘルプサービス事業【区委託事業】
- パルメゾン上北沢管理運営事業【区委託事業】
- 地域包括支援センター【区委託事業】
- 配食サービス事業【区委託事業】
- DOTS(対面服薬確認及び相談指導)事業【区委託事業】
- 在宅医療電話相談センター事業【区委託事業】
- 世田谷高齢者住宅生活協力員業務事業【区委託事業】

◆ 関連する区の条例・計画:

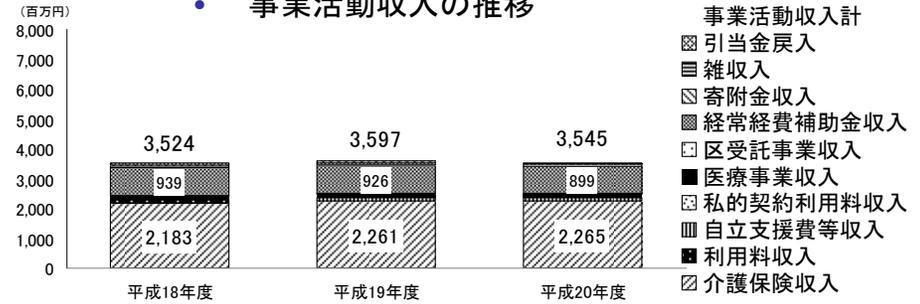
- 地域保健医療福祉総合計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- せたがやノーマライゼーションプラン
- 第2期障害福祉計画

◆ 主な事業実績:

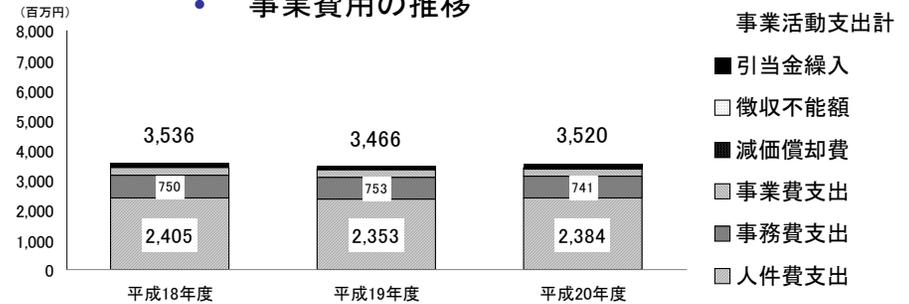
- 訪問介護(ホームヘルプ)事業:
 <年間訪問時間数>131,707時間(H20年度)
- 通所介護(デイサービス)事業:
 <通所介護利用率>83.1%(H20年度)
- 訪問看護事業:
 日本看護協会から「訪問看護促進に向けたモデル事業」を受託し、地域包括支援センターと連携し、2事業所で実施。
 <年間訪問回数>36,070回(H20年度)
- 居宅介護支援事業:
 <年間ケアプラン作成件数>7,827件
- 特別養護老人ホーム管理運営事業:
 <施設利用率>94.4%
- 地域包括支援センター:
 <新予防給付ケアプラン作成件数>7,246件

◆ 財務データ

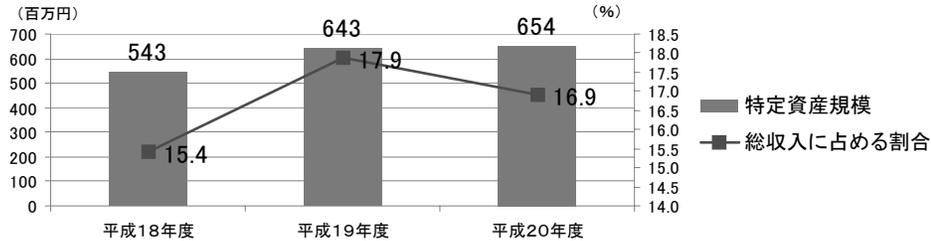
● 事業活動収入の推移



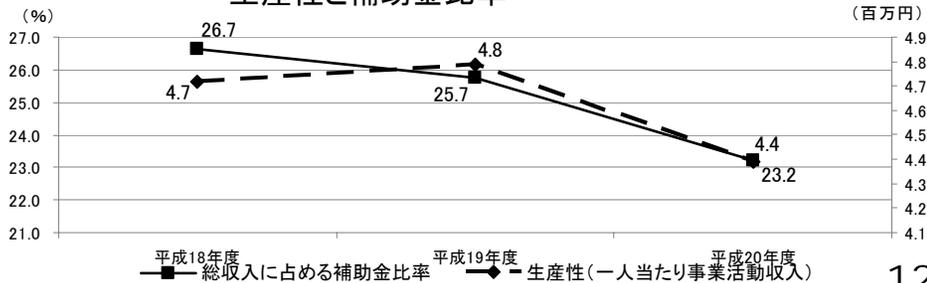
● 事業費用の推移



● 特定資産の規模と総収入に占める割合



● 生産性と補助金比率



<ポイント>

- 当初、世田谷、玉川、砧の各地域にあった社会福祉協議会が合併する形で昭和61年に設立された。
- 総収入額は15億8千6百万円(H21年度)、うち区からの収入額は9億7千9百万円となっており、補助金比率は増加傾向にある。
- 社会福祉協議会の基本的事業である地域福祉活動・地域支えあい活動の助成のほか、権利擁護事業、成年後見事業等を行う。権利擁護事業は年間221件(H20年度)、成年後見事業は年間1,278件(H20年度)の相談利用があった。
- 事業活動収入は横ばいだが、事業費用はわずかに減少傾向にある。

◆ 名称(区の所管課): 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会(地域福祉課)

◆ 設立年: 昭和61年10月

◆ 設立目的: 世田谷区内の社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達と区民の社会福祉活動の活性化により、地域の福祉を推進すること。

◆ 沿革: 昭和27年に世田谷、玉川、砧の各地域に任意団体の社会福祉協議会(以下社協)が発足し、その後、昭和44年にかけて3団体とも社会福祉法人となる。しかし、社会福祉事業法(現社会福祉法)の改正で、1自治体につき1社協の原則が示されたため、3つの社協が合併。現在の社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の設立に至る。

◆ 基本財産: 3百万円(区出資比率0%)

◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】

- 老人休養ホームふじみ荘
- 厚生会館
- 老人会館
- 生涯大学

◆ 職員数(平成21年度当初時点):

常勤 68人(うち区派遣5人)、非常勤・嘱託等 35人

◆ 主な事業内容:

- 地区社協設立及び事業活動の支援
- ふれあい・いきいきサロン(子育てサロンを含む)、支えあいミニデイ、ふれあいサービス(ふれあい子育て支援を含む)
- 地域福祉活動の助成、及び地域の支えあい活動の助成
- 歳末たすけあい・地域支えあい募金
- 地域福祉権利擁護事業(権利擁護センター“あんしん世田谷”)
- 世田谷区成年後見支援センターの運営【区委託事業】
- 食事(配食)サービス【区委託事業】
- 生涯大学【区委託事業】
- ふじみ荘、厚生会館、老人会館の管理運営【指定管理者】

◆ 関連する区の条例・計画:

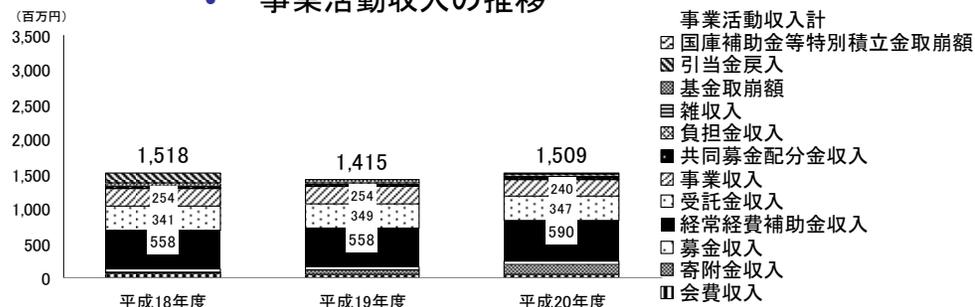
- 地域保健医療福祉総合計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 健康せたがやプラン(後期)

◆ 主な事業実績:

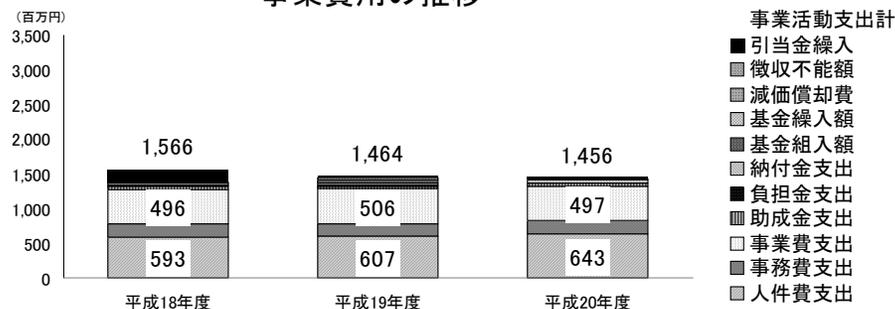
- 会員・会費の拡充:
 <社協会員数>46,992人
 <ホームページアクセス数>498,105件
- ふれあい・いきいきサロン(子育てサロンを含む)、支えあいミニデイ
 <参加団体数>597団体(H20年度)
- ふれあいサービス(ふれあい子育て支援を含む):
 <ふれあいサービス協力会員総数>717人(H20年度)
 <ふれあいサービス派遣時間総数>約5万5千時間(H20年度)
 <ふれあい子育て援助会員数>621人(H20年度)
- 地域福祉活動の助成、地域の支えあい活動の助成:
 <支えあい活動延参加者数>204,866人(H20年度)
 <同ボランティア数>43,484人(H20年度)
- 地域福祉権利擁護事業:
 <相談数、利用者数>221件、80人
- 世田谷区成年後見支援センターの運営
 <相談数>1,278件

◆ 財務データ

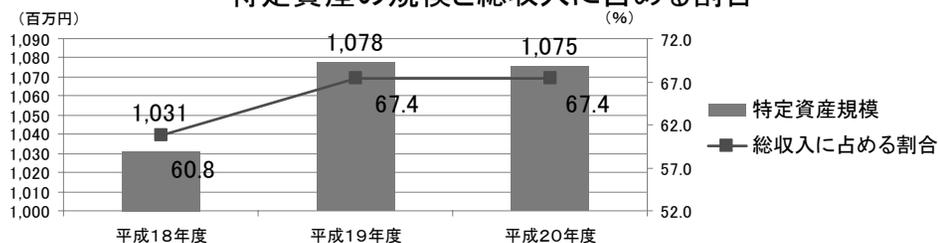
● 事業活動収入の推移



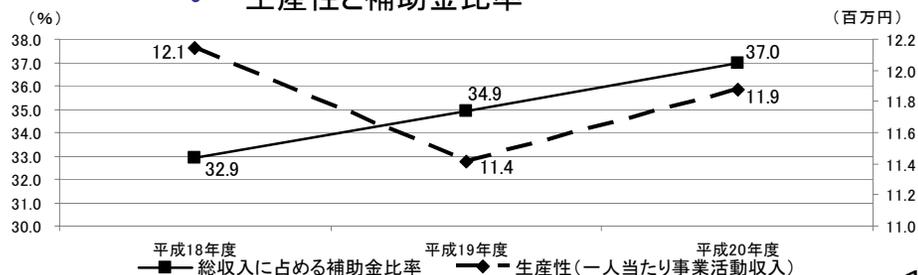
● 事業費用の推移



● 特定資産の規模と総収入に占める割合



● 生産性と補助金比率



<ポイント>

- シルバー人材センター事業が国の施策として推進されることを契機に、前身である「世田谷区高齢者事業団」から事業を引き継ぎ、昭和55年に設立された。
- 総収入額は13億5千万円(H21年度)、うち区からの収入額は7億2千2百万円であり、補助金比率は低下傾向にある。
- 企業・家庭からの受託によるシルバー人材センター事業(高齢者向けの仕事紹介)のほか、区立自転車等駐車場、区立レンタサイクルポート等の管理業務も行っており、会員数は2,566人、受託件数は16,192件となっている。
- 事業活動収入、事業費用はともに横ばいであり、特定資産額は平成18年度から19年度にかけて大きく増加している。

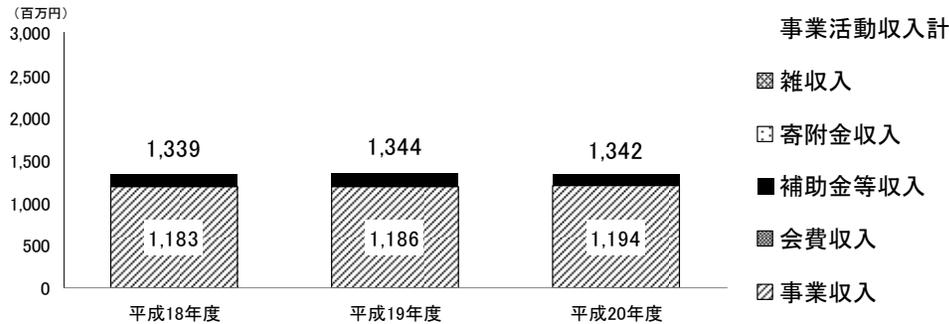
- ◆ 名称(区の所管課): 特例民法法人世田谷区シルバー人材センター(工業・雇用促進課)
- ◆ 設立年: 昭和53年7月(社団法人化は昭和55年12月)
- ◆ 設立目的: 60歳以上の高齢者区民が知識、経験、技能等を活かし、就業を通じて社会参加することにより「生きがい」を得て、地域社会の活性化に寄与すること。
- ◆ 沿革: 高齢者の福祉と労働にまたがる都の施策としての方針に基づき、都及び区の指導援助を受け、昭和53年7月に「世田谷区高齢者事業団」として発足。昭和55年12月、シルバー人材センター事業が国の施策として全国的に推進されることに伴い、「社団法人シルバー人材センター世田谷高齢者事業団」として設立。さらに平成2年7月には、「社団法人世田谷シルバー人材センター」に名称変更し現在に至る。
- ◆ 基本財産: —
- ◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】
 - 区立自転車等駐車場(42ヶ所)
 - 区立レンタサイクルポート(6ヶ所)
- ◆ 職員数(平成21年度当初時点):
常勤 13人(うち区派遣0人)、契約・非常勤・嘱託等 9人
- ◆ 主な事業内容:
 - 家庭からの受託事業
 - 企業からの受託事業
 - 区立自転車等駐車場管理業務【指定管理者】
 - 区立レンタサイクルポート管理業務【指定管理者】
 - 区立公園等の維持・清掃業務【区委託事業】
 - 広報板ポスター掲示業務【区委託事業】
 - シルバー就業相談業務
- ◆ 関連する区の条例・計画: —

◆ 主な事業実績:

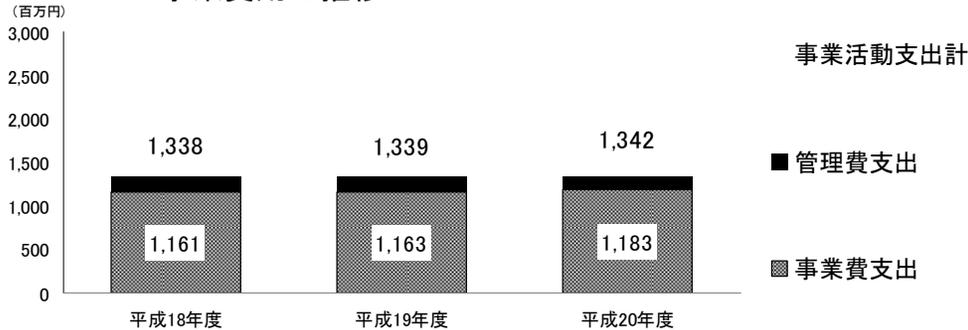
- 会員数: 2,566人(H20年度)
- 家庭や企業からの受託事業:
家庭や企業からの受託(受託件数16,192件、契約金額1,194,021千円)、受託業務の会員への紹介・配分(会員就業率72.9%、就業延日人員227,008人日、配分金額953,466千円)
<民間受託比率>48.5%

◆ 財務データ

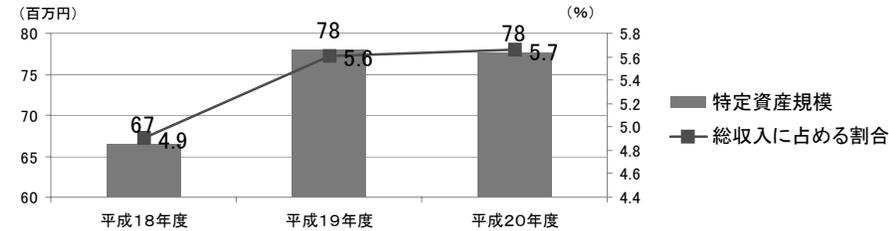
• 事業活動収入の推移



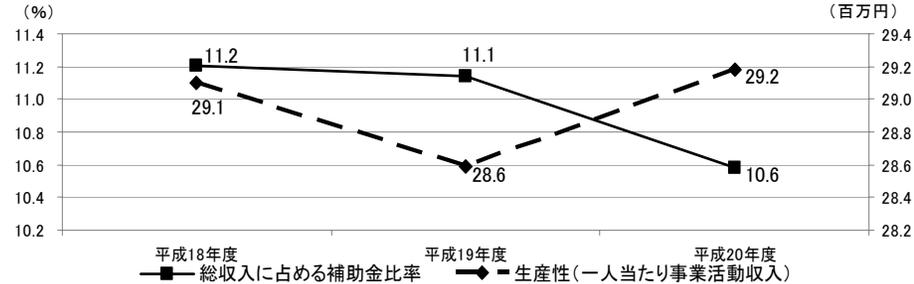
• 事業費用の推移



• 特定資産の規模と総収入に占める割合



• 生産性と補助金比率



外郭団体の概要 ⑨株式会社世田谷サービス公社

<ポイント>

- 昭和54年から都市整備公社が行っていたサービス業務を昭和57年に引き継いだ任意団体・世田谷区サービス公社の解散に伴い、昭和60年に設立された。
- 売上高は36億3千8百万円(H21年度)、営業利益は1億9千1百万円(H21年度)を見込んでいる。
- 総合支所、まちづくりセンター、区民施設、福祉関係施設等の区関連施設の施設維持管理やレストラン事業などを行っており(一部に指定管理者、委託事業を含む)、施設維持管理事業の売上高がもっとも大きく、平成20年度実績で23億4千4百万円となっている。
- 事業費用は横ばいだが事業活動収入が減少傾向にある一方で、生産性も減少傾向にある。

- ◆ 名称(区の所管課): 株式会社世田谷サービス公社(政策企画課)
- ◆ 設立年: 昭和60年4月
- ◆ 設立目的: 世田谷区の地方公社として、区と密接な連携を取りながら企業活動を展開し、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与すること。
- ◆ 沿革: 昭和54年9月、世田谷区が任意団体・世田谷区都市整備公社を設立し、都市整備業務の付帯業務としてサービス業務を開始。
昭和57年4月に、財団法人となった世田谷区都市整備公社が、サービス業務を分離。サービス業務は、新たに設立された任意団体・世田谷区サービス公社が継承。
昭和60年4月、任意団体・世田谷区サービス公社が解散し、株式会社世田谷サービス公社が設立され、現在に至る。
- ◆ 基本財産: 4億4,500万円(区出資比率90%)
- ◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】
 - 総合支所・まちづくりセンター10ヶ所
 - 区民施設23ヶ所
 - 福祉関係施設 10ヶ所
 - 文化・教育、生涯学習施設 9ヶ所
 - 公園・農園 5ヶ所
 - 区政情報センター 1ヶ所
 - レストラン・喫茶 2ヶ所

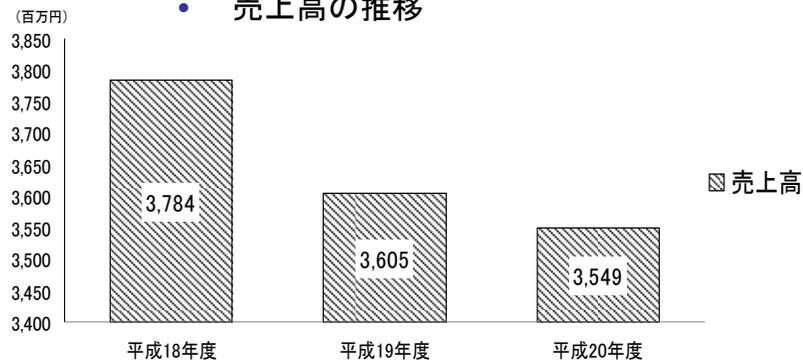
- ◆ 職員数(平成21年度当初時点):
常勤 52人(うち区派遣4人)、契約・非常勤・嘱託等 623人
- ◆ 主な事業内容:
 - 施設維持管理等事業【一部指定管理者】【区委託事業】
 - コンピュータ事業【一部区委託事業】
 - 飲食事業【一部指定管理者】
 - 駐車場事業
- ◆ 関連する区の条例・計画: —

◆ 主な事業実績:

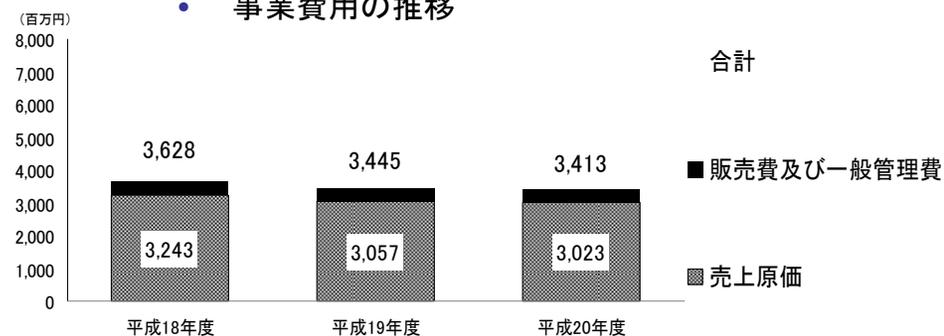
- 施設維持管理等事業:
 <事業売上高>2,344,516千円(H20年度)
- コンピュータ事業:
 システム運用・保守作業、システム操作・支援業務、パソコン等の賃貸借および保守
 <事業売上高>767,878千円(H20年度)
- 飲食事業:
 ル・ジャルダン、レストラン・スカイキャロット、ルソー弦巻の運営
 <事業売上高>381,020千円(H20年度)
- 駐車場事業:
 <事業売上高>17,207千円(H20年度)

◆ 財務データ

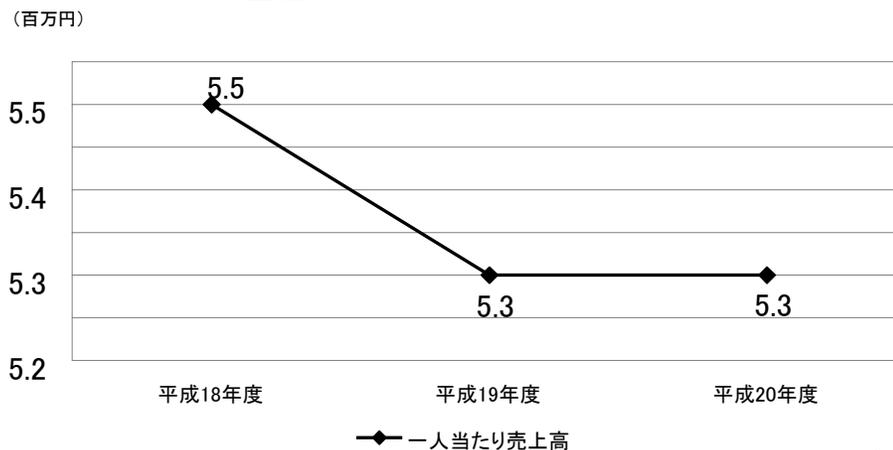
• 売上高の推移



• 事業費用の推移



• 生産性



<ポイント>

- 昭和54年の基本計画の重点プロジェクトの一つとして位置づけられた「区民健康村づくり計画」を具体化したものとして、群馬県川場村との区民健康村相互協力協定を背景に、昭和61年に設立された。
- 売上高は6億2千9百万円(H21年度)、うち区からの売上高は3億3千9百万円、営業利益は1千4百万円(H21年度)を見込んでいる。
- 健康村施設の維持管理(事業規模約3億4千万円)を中心に、川場村運動公園施設の維持管理、移動教室の運営、森の学校施設の管理運営等を行う。
- 事業費用が増加傾向にあるものの、それを上回る事業活動収入の増加傾向があり、生産性も上昇傾向にある。

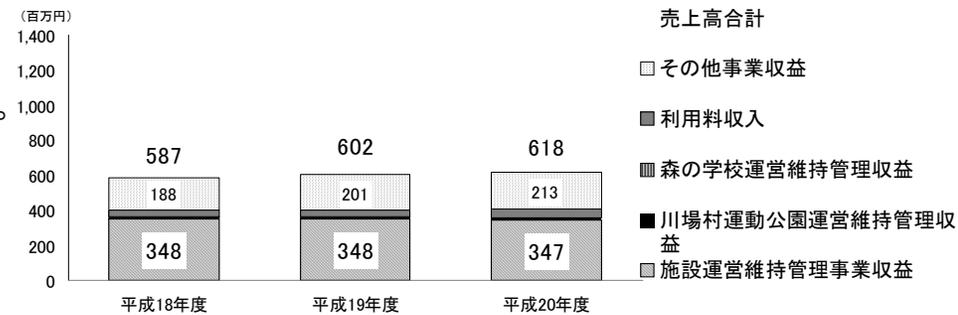
- ◆ 名称(区の所管課): 株式会社世田谷川場ふるさと公社(区民健康村・ふるさと交流課)
- ◆ 設立年: 昭和61年4月
- ◆ 設立目的: 区民健康村施設の維持管理、運営、給食提供並びに食堂、土産品販売の経営等健康村事業に関連する諸事業を統括し、地域振興に寄与する。
- ◆ 沿革: 昭和54年、世田谷区は世田谷区基本計画の重点プロジェクトの一つとして「区民健康村づくり計画」を位置づけることを決定。昭和56年には、世田谷区と群馬県川場村との間で区民健康村相互協力協定締結。
昭和61年、区民が「ふるさと感」を味わい、健康的な余暇時間を過ごせるレクリエーションの場とするとともに、住民同士の交流により相互の地域活性化を図ることを目的として、両自治体の共同出資により公社を設立し、現在に至る。
- ◆ 基本財産: 4千万円(区出資比率75%)
- ◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】
 - 世田谷区民健康村
 - 川場村運動公園
 - 川場村森の学校
- ◆ 職員数(平成21年度当初時点):
常勤 29人(うち区派遣0人)、契約・非常勤・嘱託等 5人
- ◆ 主な事業内容:
 - 健康村施設の維持管理運営【指定管理者】
 - 健康村里山自然学校の運営【指定管理者】
 - 文化・交流事業【指定管理者】
 - 移動教室の運営【指定管理者】
 - 川場村運動公園施設の維持管理運営
 - 川場村森の学校施設の維持管理運営
 - バスの運行
 - 売店経営
 - 食事提供事業
- ◆ 関連する区の条例・計画: —

◆ 主な事業実績:

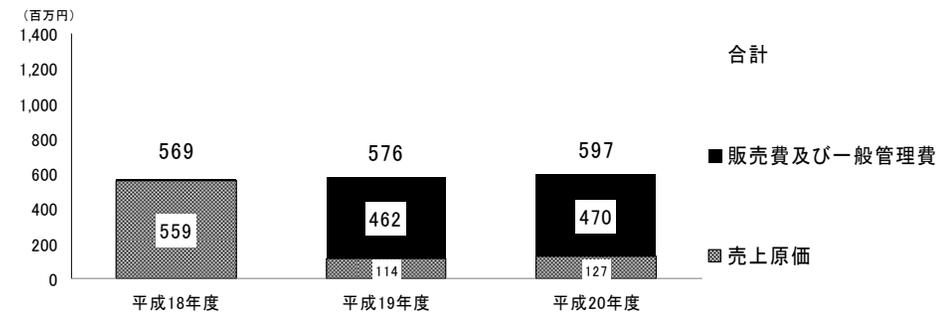
- 健康村施設の維持管理運営:
指定管理者として、一層のサービス向上や経費節減を目的に業務の見直しを図った(アメニティ用品の用意、経年劣化による不具合箇所の整備、交流事業の拡充)。
＜事業売上高＞346,664千円
- 健康村里山自然学校の運営:
「やま(森林)づくり塾」、「農業塾」、「茅葺(かやぶき)塾」の運営。
- 文化・交流事業:
木ごころ塾木工教室の運営、野球等スポーツ交流やボランティア等各種団体の活動への参加支援。
- 移動教室の運営:
事前調査を行い食物アレルギー児童に配慮(献立の工夫等)。地域・環境学習プログラム(ナイトハイク、伝統工芸体験等)の実施(プログラム数54)
＜総参加者数＞3,704人
＜事業売上高＞7,199千円
- 川場村運動公園施設の維持管理運営:
てんぐ山運動公園及び太郎グラウンドを管理し、スポーツ・レクリエーションの場として区民、村民に提供。
＜利用者総数＞4,593人
＜事業売上高＞8,653千円
- 川場村森の学校施設の維持管理運営:
＜事業収入＞3,440千円

◆ 財務データ

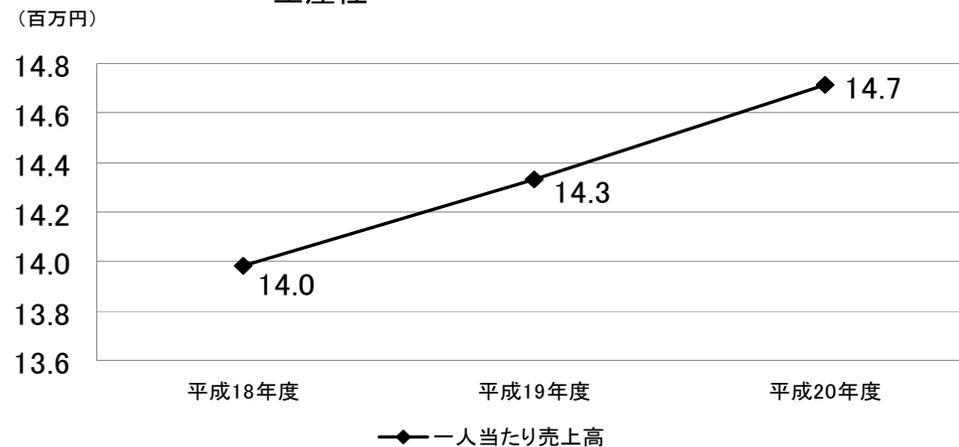
● 売上高の推移



● 事業費用の推移



● 生産性



<ポイント>

- 地域に密着した情報の提供と、災害時の情報提供・災害対策を目的として、平成9年に設立された。
- 売上高は1億6千3百万円(H21年度)、うち区からの売上高が4千7百万円となっており、また、営業利益・経常利益はともに4百万円(H21年度)を見込んでいる。
- コミュニティ放送、番組制作・販売をはじめ、各種催事の企画・実施、広告事業等を行い、ホームページアクセス数は42,000件/月(H20年度)、区内広告スポンサー数は77件(H20年度)となっている。
- 売上原価が増加傾向にある一方、事業活動収入は増減を繰り返しており、生産性も事業活動収入と同じような傾向を示している。

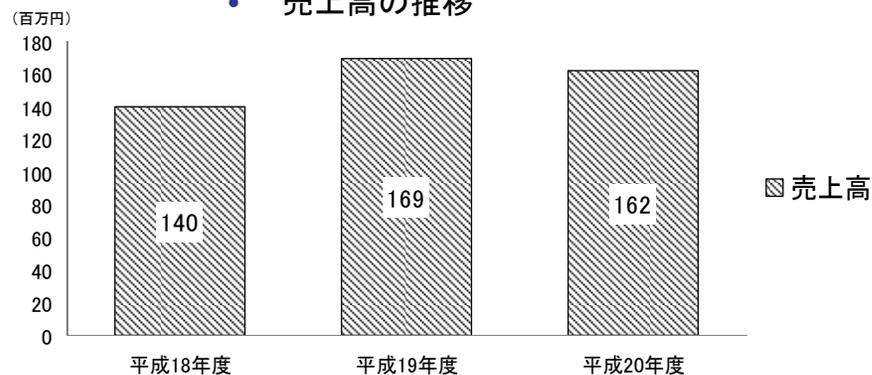
- ◆ 名称(区の所管課): 株式会社エフエム世田谷(広報広聴課)
- ◆ 設立年: 平成9年2月
- ◆ 設立目的: 地域に密着した情報を提供することにより、地域経済の活性化や地域保健福祉の向上、コミュニティ意識の高揚など、地域振興に寄与すること。また災害発生時、避難場所や正確な情報を提供するなど災害対策を行う。
- ◆ 沿革: 平成7年10月FM開設準備委員会設置、平成8年10月世田谷コミュニティ放送局設立準備委員会発足、平成9年2月株式会社エフエム世田谷設立、平成10年6月予備免許取得、平成10年7月本免許取得、開局、7月30日放送開始
- ◆ 基本財産: 1億2千万円(区出資比率45%)
- ◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】 —
- ◆ 職員数(平成21年度当初時点):
常勤 5人(うち区派遣0人)、契約・非常勤・嘱託等 4人
- ◆ 主な事業内容:
 - コミュニティ放送事業【区委託事業】
 - 催事情報の提供【区委託事業】
 - 番組制作・販売【区委託事業】
 - 防災・災害情報の提供
 - 各種催事の企画・実施
 - 情報サービス業
 - 広告【区委託事業】
- ◆ 関連する区の条例・計画:
 - 地域防災計画

◆ 主な事業実績:

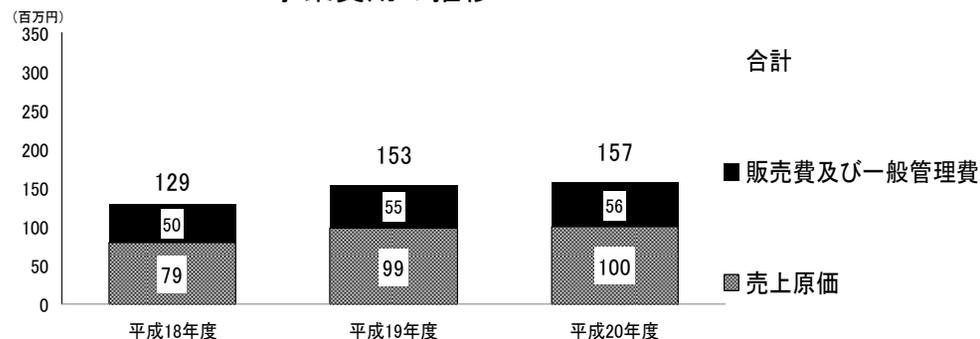
- コミュニティ放送事業、催事情報の提供
- 番組制作・販売:
 <区民参加番組数>12本/週(H20年度)
- 防災・災害情報の提供
- 各種催事の企画・実施:
 <自主イベント実施数>39件(H20年度)
 <自主イベント参加者数>51,500人(H20年度)
- 情報サービス業
 <ホームページアクセス数>42,000件/月(H20年度)
- 広告
 <区内スポンサー数>77件(H20年度)

◆ 財務データ

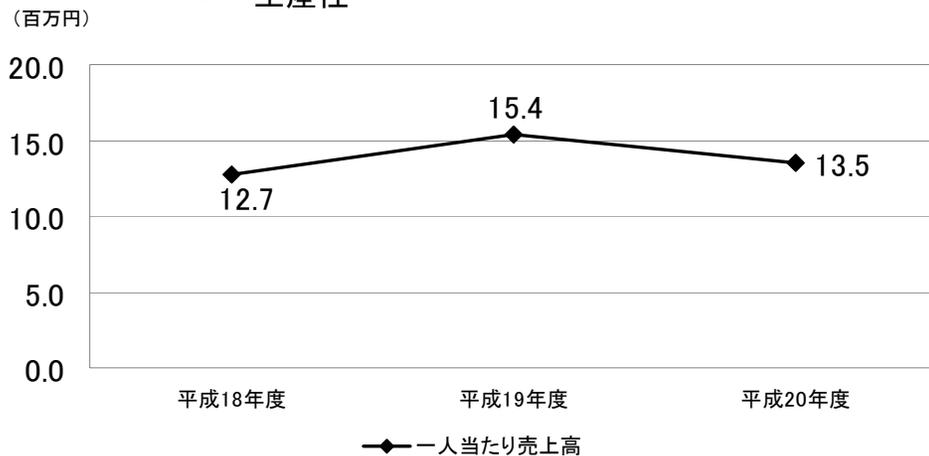
• 売上高の推移



• 事業費用の推移



• 生産性



<ポイント>

- 多摩川河川敷の世田谷区と大田区の緑地広場を管理することを目的として、昭和53年に設立された。
- 総収入額は9千8百万円(H21年度)、うち世田谷区及び大田区からの収入額が9千7百万円(H21年度)と、ほぼ全額を占めている。
- 世田谷区立多摩川玉堤広場及び大田区立多摩川田園調布緑地の運営管理が主たる業務である。
- 事業活動収入は区からの受託収入によって変動し、直近3年では増減を繰り返している一方で、事業費用では施設管理費の変動が大きくなっている。

◆ 名称(区の所管課): 多摩川緑地広場管理公社(公園緑地課)

◆ 設立年: 昭和53年12月

◆ 設立目的: 多摩川河川敷について、広く一般区民のスポーツ及び憩いの場に供するために適切に管理し、もって区民の健康増進に寄与する。

◆ 沿革: —

◆ 基本財産: —

◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】

- 各種運動施設
- 駐車場2ヶ所

◆ 職員数(平成21年度当初時点):
常勤 2人(うち区派遣0人)、契約・非常勤・嘱託等 4人

◆ 主な事業内容:

- 世田谷区立多摩川玉堤広場及び大田区立多摩川田園調布緑地の運営管理【世田谷区・大田区双方からの委託事業】

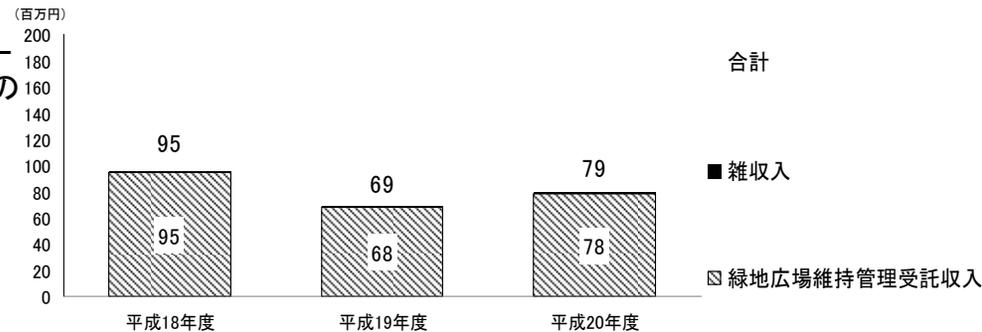
◆ 関連する区の条例・計画: —

◆ 主な事業実績:

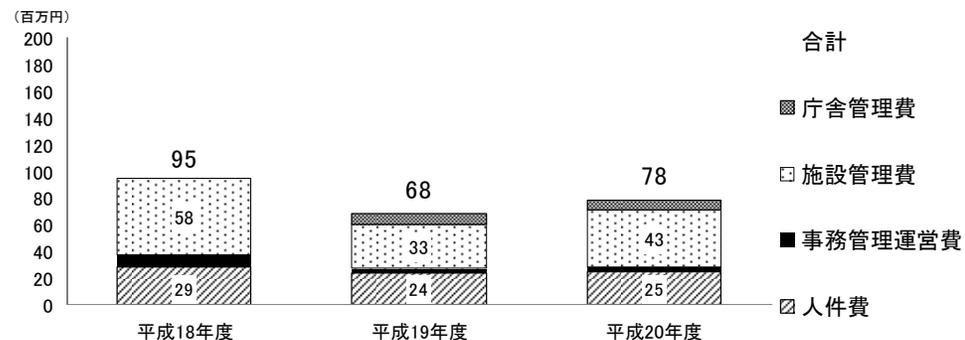
- 世田谷区立多摩川玉堤広場及び大田区立多摩川田園調布緑地の運営管理
- 利用者の要望による各運動施設の補修・改善

◆ 財務データ

• 事業活動収入の推移



• 事業費用の推移



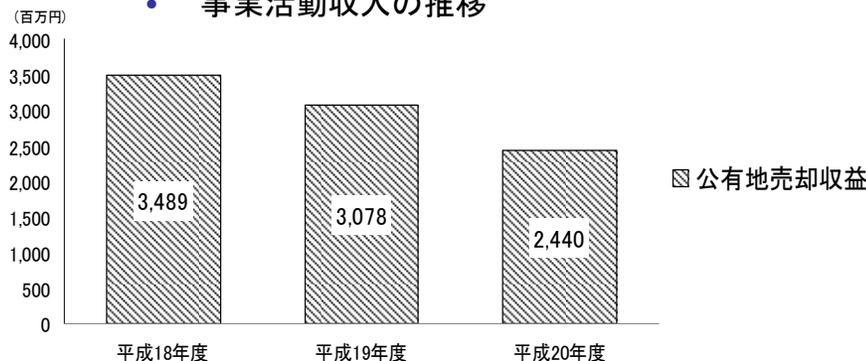
<ポイント>

- 公共用地又は公用地の取得、管理及び処分等を目的に、昭和49年に設立された。
- 総収入額は136億4千万円(H21年度)である。長期保有地(5年以上保有)件数は、平成20年度は1件であり、平均保有年数は約1年1ヶ月(H20年度実績)となっている。
- 世田谷区からの依頼に基づく事業用地の先行取得が主な事業であり、事業実績は、取得件数が24件、譲渡件数が25件である。
- 公有地売却収益は、直近3年間減少傾向にあるが、事業費用も同様に減少傾向にある。

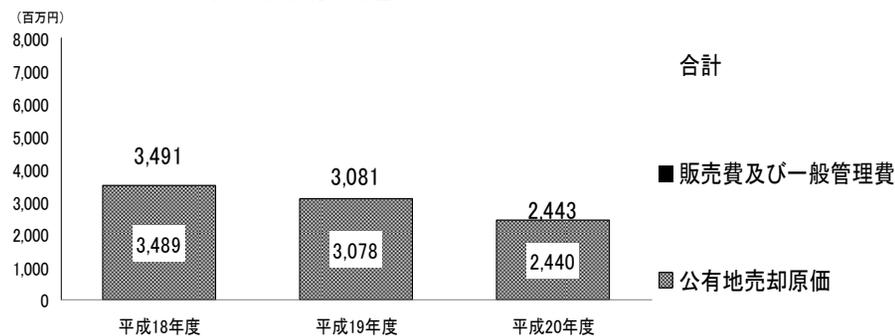
- ◆ 名称(区の所管課): 世田谷区土地開発公社(用地課)
- ◆ 設立年: 昭和49年8月
- ◆ 設立目的: 公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与すること。
- ◆ 沿革: —
- ◆ 基本財産: 5百万円(区出資比率100%)
- ◆ 管理対象:【指定管理・委託を含む】—
- ◆ 職員数(平成21年度当初時点):
固有職員は採用しておらず、区職員が兼職により運営(50人)
- ◆ 主な事業内容:
 - 世田谷区からの取得依頼に基づく事業用地の先行取得
 - 「東京外かく環状道路における生活再建救済制度」による用地取得
- ◆ 関連する区の条例・計画:
 - 都市整備方針
- ◆ 主な事業実績:
 - 世田谷区からの取得依頼に基づく事業用地の先行取得:
 <一般会計取得件数>24件(H20年度)
 <一般会計譲渡件数>25件(H20年度)
 - 「東京外かく環状道路における生活再建救済制度」による用地取得:<特別会計取得件数>1件(H20年度)

◆ 財務データ

● 事業活動収入の推移



● 事業費用の推移



事業仕分けについて

1. 経緯

- ◆ 非営利系の政策シンクタンク・構想日本(代表・加藤秀樹氏)が2002年から行っている行政評価活動の取り組みの一つで、源流は欧米のProgram Reviewにあると考えられる。
- ◆ 2008年7月現在で26の自治体(28回)で実施し、事業仕分けを予算編成に反映させた結果、約1割の予算を削減できた具体例もあり、2009年度は12の自治体で実施を予定している。

2. 概要

- ◆ 国や自治体が行っている事業(行政サービス、政策立案事務など全てを含む)を予算項目ごとに、「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか(官か民か、国か地方か)を担当職員と外部の評定者が議論し最終的に「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく作業を指す。

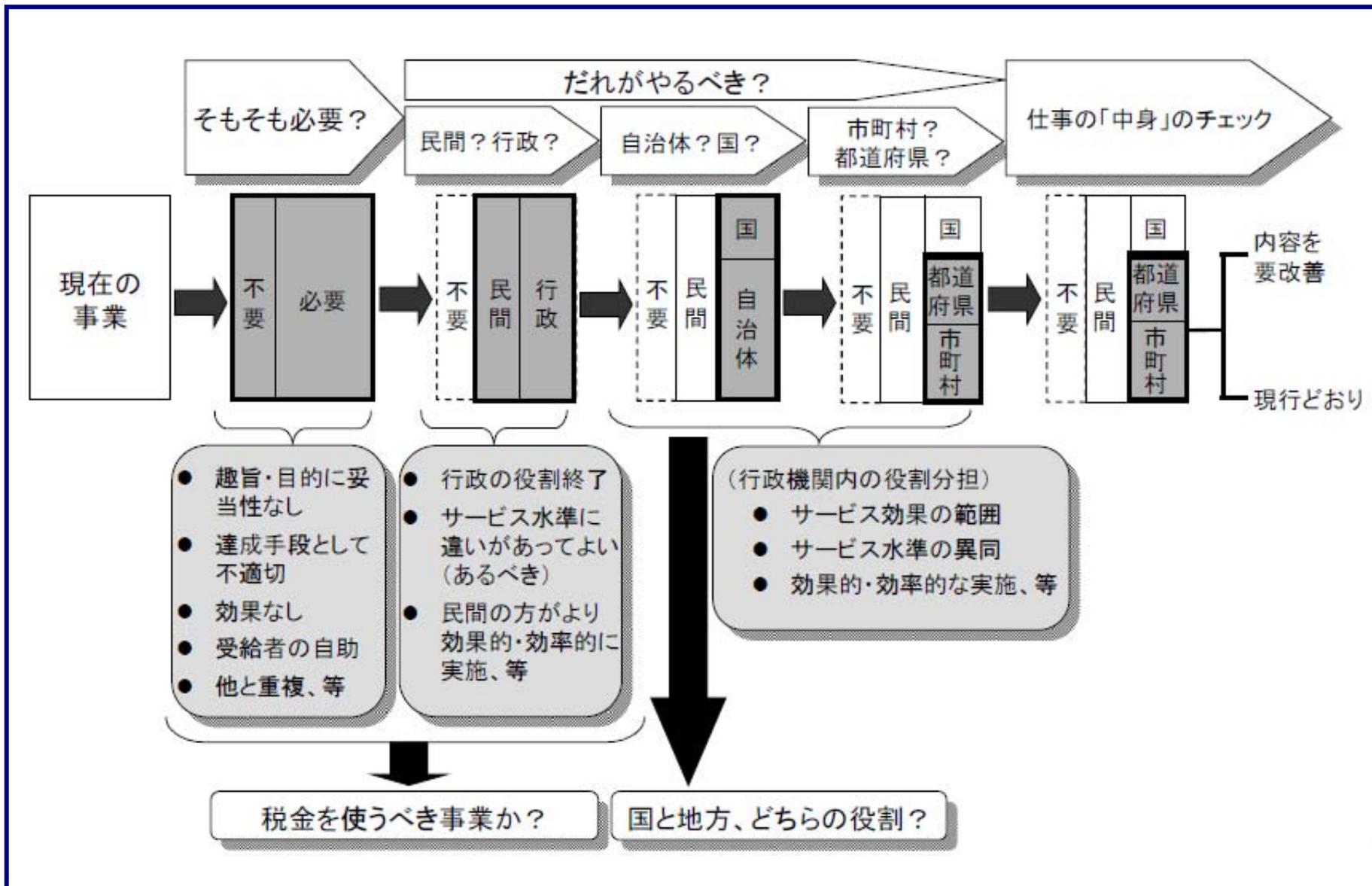
3. 目的

- ◆ 行政の事業を抽象論ではなく「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくことを目的とする。

4. 作業フレーム

- ◆ 仕分け対象は、一般会計、特別会計の事業(全てあるいは抽出)。
- ◆ 参加者は、事業説明者(当該官庁または自治体の職員)と評定者(例えば構想日本が編成する事業仕分けチーム)から成る。

5. 事業仕分けのフロー



6. 主なルールと作業フロー

- ◆現在の制度状況は一旦脇に置き、事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える。
→「補助金をもらっているから」「制度で決まっているから」「長年やっているから」という理由は成立しない。
- ◆外部の目で仕分ける。
→仕分けチームは、構想日本が編成する行政現場及び制度に詳しい人が中心。
- ◆「公開の場」で議論する。→傍聴者は市民やマスコミなど多数。
→「仕分け人」はボランティア(企業がコンサル業務を行うのではない)。
- ◆事業の名称ではなく、「具体的な事業内容」で判断する。
→中小企業支援とか青少年育成ということ自体を否定する人はいないだろうが、実際に何をしているかを聞けば評価は分かれる(例:岩手県が「青少年育成事業」としてやっていたこと)。
- ◆「事業仕分け」上の「民間」=行政の関与(カネ、権限)をなくすこと。「民間委託」「市場化テスト」とは違う。
→事業の委託は効率性などの点から見た「仕事の進め方」の話であり、「最終的にだれが事業の実施主体なのか」という問いとはレベルが違う。

流れ	内容
事業説明 (約5分)	当該自治体の職員が、事業の要点や事業概要説明資料の補足説明を行う(仕分け人は事前に資料に目を通しているので補足説明を中心に)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、進捗(評価方法含む)、課題など。
質疑・議論 (約20分)	仕分け人から説明者(当該自治体職員)に対して、仕分けの判断材料としての質問。その後、仕分け人同士で議論(議論する中での説明者への質問もあり)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。
評価 (5分)	仕分け人が、各自「仕分け作業シート」に記入(上記議論中の記入、記入中の質問も可)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「仕分け」:「不要」、「民間」、「国」、「都道府県・広域」、「市(要改善)」、「市(現行通り)」などから選択。 ● 「理由」の選択(複数可)、理由や改善点の詳細などコメントを記入。 (事業主体の変更—民間、国、都—については、相手の意向/能力等は、脇に置く)
結果・解説 (1分)	「仕分け」の結果について挙手による多数決。特に意見がある場合は、仕分け人から結果についての解説など。 <ul style="list-style-type: none"> ● 作業終了時に「チェックシート」を回収し、市が理由やコメントをまとめる。



7. 仕分けの主な視点

(1) 廃止する(不要な)もの	<ul style="list-style-type: none">■ 実施する妥当性がない■ 政策・施策(目標)の達成手段としては、不適當であり、他の方法を検討すべきである■ 効果がない、または薄い■ 他の事業と重複している
(2) 民間(NPO、地域団体を含む)に任せることが適當と考えるもの	<ul style="list-style-type: none">■ 行政が実施する役割が終了している■ 民間が実施する方が効果的、効率的である■ 民間を圧迫している、または民間と競合している■ 市民サービスに違いがあっても良い
(3) 国が実施することが適當と考えるもの	<ul style="list-style-type: none">■ 効果が国全体に波及し、または全国一律(同程度)サービス水準が必要であり、国の本来業務である■ 国が実施する方が効果的である
(4) 県が実施することが適當と考えるもの	<ul style="list-style-type: none">■ 効果が県全体に波及し、または県内一律(同程度)サービス水準が必要であり、県の本来業務である■ 県が実施する方が効果的である
(5) 市が実施することが適當と考えるが、見直しが必要なもの	<ul style="list-style-type: none">■ 直營で実施しているが、民間に委託した方が効果的、効率的である■ 事業規模を縮小すべきである、財源確保を努力すべきである■ 終期を設定すべきである■ 事業規模を拡大すべきである
(6) 市が現行のまま実施することが適當と考えるもの	<ul style="list-style-type: none">■ 現在の実施方法が効率的、効果的である■ 適正な事業規模である、適切な負担等を求めている■ 将来的にも続けていくべきである■ 上記(1)から(5)までには当てはまらない

参考: 評価作業シート

事業番号		事業名		評価者氏名				
そもそも必要?		誰がやるべき?		評価結果				
現在の事業	廃止すべき			(1) 不要	(例) ①趣旨目的に妥当性なし ②効果なし(薄い)-逆効果 ③サービス受給者の自助努力・自己負担 ④他と重複(事業の統合)			
	必要なもの	民間実施 (税投入なし)			(2) 民間	(例) ①行政の役割終了(税金を投入する必要なし) ②サービス水準に違いがあってよい(あるべき) ③民間の方がより効果的・効率的に実施できる		
		行政実施	国・県・広域が実施			(3) 国・県・広域	(例) ①規模が広域的 ②全国もしくは県下、広域で一律のサービスであるべき ③影響が広範囲	
			市が実施	市が実施 (民間委託)			(4) 市 (民間委託)	(例) ①委託 ②指定管理者 ③市場化テスト
				市が実施 (要改善)			(5) 市 (要改善)	(例) ①事業内容が趣旨、目的の達成手段として不適當 ②事業規模を縮小すべき ③事業の効率化 ④時限設定が必要
				市が実施 (現状)			(6) 市 (現行通り)	(例) ①拡充 ②現行どおりに事業継続
【評価にあたってのコメント】								

参考:事業評価シート(概要説明書)

【出典】名張市HP: <http://www.city.nabari.lg.jp/ct/other000007600/099000300-13eiseikumiai.pdf>

事務事業評価シート(事業仕分けシート)

様式1

シートNO.	4205	担当室名	総務室	連絡先・内線	53-1120	事業コード	903102
--------	------	------	-----	--------	---------	-------	--------

1. 事務事業の名称等

会計名	伊賀南部環境衛生組合一般会計						
事務事業名	新清掃工場整備事業	事業期間	昭和(平成)18年度～平成20年度				
予算科目	(款)環境衛生費 (項)清掃費 (目)清掃工場建設費						
小施策名	2231 ごみの適正処理						
事務事業区分	<input type="checkbox"/> 事務事業 <input type="checkbox"/> 扶助費 <input type="checkbox"/> 補助金及び交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 投資事業 <input type="checkbox"/> その他						
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助(外郭) <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 扶助・奨励費補助 <input type="checkbox"/> 義務的補助・利子補給 (根拠法令名:)						

2. 事務事業の概要

目的	ダイオキシン類等の環境汚染物質の排出抑制を図るなど安全で安定的な処理を行うとともに、徹底した破碎・分別や溶融処理を行うことにより最終処分量を低減するなど更なる資源化を図るため、高度処理を行う焼却施設並びにリサイクル施設を一体的に整備する。						
内容	(事業内容)(投資事業は、年度ごとの事業費及び全事業費も記入) 18年度決算額 286,221千円 19年度決算額 2,138,338千円 20年度予算額見込額 2,471,183千円 (通次繰越額 42,497千円) 圏域住民 (積算基礎・交付基準(補助金)) (現時点での問題点・課題)						
平成20年度事業見込	決算見込額(千円)	42,497	補助率・起債充当率等	人工数(人)	事業見込(事業量)		
(19年度からの繰越分)	国庫支出金	18,586		(正職員)	<20年度への通次繰越額 42,497千円>		
	県支出金			(臨時職員等)			
	地方債	19,700					
	その他(分担金)	4,211					
	一般財源	0					
平成20年度事業見込	決算見込額(千円)	2,471,183	補助率・起債充当率等	人工数(人)	事業見込(事業量)		
(現年分)	国庫支出金	717,192	1/3	(正職員)	新清掃工場の建設整備 焼却施設 95t/24h リサイクル施設 45.5t/5h (分担率:名張市84.05%、伊賀市15.95%)		
	県支出金			1.55			
	地方債	1,265,900	90.75%	(臨時職員等)			
	その他(分担金)	488,091		0.97			
	一般財源	0					
平成21年度事業見込	予算額(千円)		補助率・起債充当率等	人工数(人)	事業見込(事業量)		
(現年分)	国庫支出金			(正職員)	20年度で事業完了		
	県支出金						
	地方債			(臨時職員等)			
	その他(分担金)						
	一般財源	0					
過去の見直し内容	(年度) (内容) (対象者) (削減額・削減率)						

※平成20年度事業見込欄は、決算認定後、確定となります。

3. 事業指標

内容		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
新清掃工場の整備率	目標		50.5%	100.0%	
	成果	1.5%	50.5%	100.0%	

4. 事務事業のチェック(※(1)～(4)までチェックをしてください。)

(1)事業の必要性(その事業は、必要ですか?)	チェック		方向性
①事業の趣旨・目的に妥当性がない、または、課題が出てきている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	〔はい〕にチェックがある場合)廃止検討または廃止の可能性がある。
②目的を達成する手段として、他の事業手法が考えられる。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③ニーズ(需要)や時代変化により、事業の役割が小さくなっている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
④事業の効果が、やや薄れてきている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
⑤個人の自己負担により実施することができる。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
⑥上記①～⑤以外に必要でないとする理由がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

※⑥に該当する場合の理由:

(2)事業主体(「民間等(企業・地域団体・NPOなど)」実施の可能性はありますか?)	チェック		方向性
①企業や地域団体、NPO等民間でも行われている事例がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	〔はい〕にチェックがある場合)民間(企業・地域団体・NPO等)が事業主体で実施の可能性がある。
②市が直接に事業実施する役割は小さくなってきた。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③企業や地域団体、NPO等民間の方が効果的・効率的に事業化できる可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
④上記①～③以外に民間等実施が適当であるとする理由がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

※④に該当する場合の内容:

(3)事業主体(「他の行政機関(国・県)実施」の可能性はありますか?)	チェック		方向性
①市域を越え、県・国に波及する受益がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	〔はい〕にチェックがある場合)国・県が事業主体で実施の可能性がある。
②国・県で同じサービス水準として実施すべき事業である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③国・県で直接実施の方が効果的・効率的にできる。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
④上記①～③以外に国・県が実施することが適当であるとする理由がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

※④に該当する場合の理由:

(4)事業内容や手法等の見直し(「見直し」の可能性はありますか?)	チェック		方向性
①事業規模(サービス受給者/水準の見直しなど)を縮小できる可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	〔はい〕にチェックがある場合)該当する項目を改善し継続(事務改善)
②委託(企業・地域・NPOなど)等、実施手法が検討できる余地がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③利用者や受益者負担の見直し、財源確保(国・県・財団の支援・協賛金等)の可能性ある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
④事業目標や期限設定など、見直しが必要な時期になっている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
⑤(他室の事業も含めて)他の事業への統合・一体化が検討できる。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
⑥業者選定や契約方法の見直しによる経費削減の余地がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
⑦上記①～⑥以外の見直しの可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

※⑦に該当する場合の内容:

⑧(上記①～⑦の「はい」「いいえ」に関わらず)現時点の事業内容・手法のまま実施することが最適・最良である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	継続(現行)
⑨事業拡大の必要性がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	継続(拡大)
⑩事業休止の可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	事業休止

5. 廃止・縮小・休止した場合の影響(※「事業の必要性」ではなく、「予想される影響・姿」を記入してください。)

6. その他特に記載すべき事項

7. 事務事業の総合評価(※上記「4. 事務事業のチェック」の(1)～(4)をチェックを踏まえ、担当室として総合的に判断してください。)

<input type="checkbox"/> 廃止検討 <input type="checkbox"/> 民間実施検討 <input type="checkbox"/> 国・県実施手法検討 <input type="checkbox"/> 継続(事務改善) <input type="checkbox"/> 継続(現行) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 休止検討
廃止・休止検討する場合 ⇒ 年度からの廃止・休止をめざす。 規模を拡大して継続する場合 ⇒ 年度より拡大予定 増加割合: % 規模を縮小して継続する場合 ⇒ 年度より縮小予定 削減割合: Δ % (具体的な見直し内容又は継続理由)